第II部　令和６年度に講じた施策

第１章　持続可能な観光地域づくり

第１節　地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

①　観光地・観光産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図るため、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、2024 年６月に新たに 32 地域を採択し、前年からの２か年度にわたる全採択地域は 202 地域となり、地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO[1]）等による観光地再生に向けた地域計画に基づく宿泊施設等の改修事業等を支援した。

②　財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、顧客予約管理システム（PMS[2]）等の IT システムの活用による宿泊業の生産性・収益力の向上や従業員の待遇改善等、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」に則った経営を行っているとして登録を受けた事業者を補助事業等で積極的に支援することで、宿泊業の高付加価値化に向けた経営への転換を促進し、「持続可能な稼げる産業」への変革を促した。

第２節　観光 DX の推進

①　観光 DX[3] の推進により旅行者の消費拡大等を通じて稼げる地域の創出に取り組んだ。具体的には、DMO を対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験を 15 件実施したほか、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。また、先進的な観光地の創出に向けて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む実証事業を６件実施したほか、生成 AI の適切かつ効果的な活用に関する調査、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等に取り組んだ。さらに、2025 年２月に「観光 DX 推進のあり方に関する検討会」を開催し、KPI のフォローアップを行った。

②　DMO が中心となり、地域が一体となって行うデータマネジメントプラットフォーム（DMP）等を活用した分析や戦略策定を 10 件支援した。また、ウェブサイトを活用した情報発信や旅行商品の OTA[4] への掲載による流通環境の整備の取組を 24 件支援した。さらに、「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」により、観光デジタル人材を含む外部専門人材の登用やデジタルマーケティング等のスキルを有する人材の育成を支援した。

③　地域が抱える様々な課題（防災、防犯・見守り、観光対策等）をデジタル技術やデータの活用によって解決するスマートシティを推進するため、「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」により、地方公共団体等の都市 OS（データ連携基盤[5]）及びサービスの実装を支援した（2024 年度は全体で８事業採択）。

第３節　観光産業の革新

１　多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成

旅行業において、「サステナブルな旅アワード」を通じて、持続可能な観光に取り組む地域やコンテンツ、施設の旅行商品化の優良な事例について広く横展開を行い、日本における持続可能な観光に対する意識醸成を図った。

２　観光産業の再生支援

新たに観光関連事業を行う者及び既存の観光関連事業者の取組を後押しするため、株式会社日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による観光関連事業へ

---

[1] Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。
[2] Property Management System の略。ホテル管理システムのこと。
[3] デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を指す概念のこと。
[4] Online Travel Agent の略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社のこと。
[5] 都市に関わる様々なデータについて、センター等の端末からアプリケーションまでデータを流通させる機能を持ったプラットフォームのこと。

の資金、経営及びナレッジ面での支援を引き続き実施した。また、登録 DMO と連携し、民間事業化支援を促進した。さらに、株式会社商工組合中央金庫は、全国の旅館組合に対して、プッシュ型で一層寄り添った支援を進め、地域経済の面的活性化に努めた。

３　宿泊施設の整備促進

①　国際競争力強化に資する宿泊施設等に対して、一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援制度の活用を促進した。

②　宿泊施設におけるインバウンド対応を支援し、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性を向上させるなど、ストレスフリーな宿泊環境整備を促進した。

③　2024 年度においては、まちの活力や利便性の向上等を目指す地方都市を中心に、民間事業者による古民家や空き家・空き店舗を活用した観光関連施設等の整備に対し、「まちづくりファンド支援事業」６件、「共同型都市再構築事業」１件の金融支援を行った。

４　官民ファンドによる事業再生支援等の強化

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）による地域金融機関の事業再生人材の育成、ファンド出資を通じた事業再生の担い手の拡充等を図り、温泉街等の観光地の再生・活性化や宿泊業等における事業再生支援等を推進した。また、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備した。

５　スタートアップ・ベンチャー企業のサービスの利活用促進

ベンチャー企業の有する AI、ICT 等のノウハウを活用し地域課題を解決する実証事業を５件実施するとともに、ベンチャー企業のサービスの利活用について先進事例を紹介するセミナーを開催し、地域主体とインバウンドベンチャーの連携のためのノウハウ集の作成を通じて、次世代の観光の担い手の育成を図った。

６　海外の有望な観光関連企業の誘致

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）は、日本に進出し又は進出を検討している外資系の有望な観光関連企業や、関連ソリューションを有するデジタル等企業の誘致を実施した。また、地域への進出に関心を有する場合は、外国・外資系企業との協業・連携に意欲のある地方公共団体、アカデミア、その他地域のエコシステムを構成する民間企業等と連携し、誘致活動を実施した。

第４節　観光人材の育成・確保

１　観光地域及び観光産業の担い手の確保

就職イベント等における宿泊業の魅力発信による事業者の採用活動の支援や、人手をかけるべき業務に人材を集中投下できるよう業務の効率化に資する設備投資支援を実施した。また、2023 年３月に策定した「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」に基づき開発した教育プログラムについてフォローアップを実施した。さらに国内人材のみならず、外国人材の確保も積極的に進めていくため、国内外の７か国で宿泊業の魅力を発信するジョブフェアを、８か国で特定技能試験を実施した。

２　地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等

高等学校の必履修科目「地理総合」において、観光の現状や動向を取り上げるほか、生活圏の地理的な課題について考察、構想し、表現する取組について、年に２回開催する各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、その着実な実施に努めた。

３　通訳ガイドの質・量の充実

訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる現代アートに関する研修を、２回開催し、約 170 人の参加があった。また、若年層への認知度向上のため、通訳案内士による講演を大学５校で行い、各校 30 人以上の参加があった。さらに、旅行会社等が直接全国の通訳案内士へ就業依頼可能なマッチングサービスの活用を促進することにより、就業機会の確保を図った。

第５節　観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進

１　世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成

①　観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う DMO を司令塔とした観光地域づくりを推進するため、2025 年３月 25 日時点で 353 団体（登録 DMO が 323 団体、候補 DMO が 30 団体）を登録した。また、DMO に求められる要件や登録要件の在り方等、今後 DMO に必要となる機能について検討するため、2024 年１月より「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議」を開催し、この検討結果を踏まえ、DMO の活動の質の向上を図ることを目的に、登録制度及びその運用についての見直しを実施した。

②　DMO の体制強化を目的とした「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」において、外部専門人材の登用、中核人材の確保・育成、財源確保のための計画策定等を支援した。また、「世界的な DMO」の候補である「先駆的 DMO」として、有識者審査等を経て新たに１法人（白馬村観光局）を選定し、2022 年度に選定した３法人（京都市観光協会、田辺市熊野ツーリズムビューロー、下呂温泉観光協会）と合わせて各課題に対応した取組を支援した。

③　「DMO 全国会議」を 2024 年９月に開催し、全国各地の DMO に対する集合型の実地研修や優良事例等の共有、DMO 間のネットワーク強化を図った。また、DMO への情報提供ツール「DMO ネット」を活用し、各種公募情報、研修・セミナー・シンポジウム等の案内を実施した。

２　観光地域づくり法人（DMO）等に対する支援

①　観光地経営に関する基礎知識や具体の手法を紹介した「観光地域づくり法人（DMO）による観光地経営ガイドブック」を作成し、ガイドブックの基礎解説や優良事例の共有、DMO 職員同士の意見交換会を行う研修会を各運輸局ごとに開催した。また、「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」により、DMO が中心となり、地域が一体となって行う、調査、戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境の整備、旅行商品の流通環境の整備、プロモーション等といった取組を 107 件支援した。

②　DMO が行う観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセス整備に係る調整、多言語表記等の受入環境の整備等の取組については、「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」において、外部専門人材の登用を通じて支援した。また、日本政府観光局（JNTO）のウェブサイト等で地域の観光コンテンツを発信するとともに、地域から募集した観光コンテンツに係る有識者の評価等についてフィードバックする説明会を開催した。さらに、全ての広域連携 DMO と連携した情報発信事業に取り組んだほか、広域連携 DMO に対し JNTO による招請事業予定や最新の市場動向等を提供した。

③　地方公共団体・DMO に対するコンサルティングをオンライン・現地等で実施するとともに、研修会の地域での開催、オンラインセミナー、JNTO ウェブサイト「地域インバウンド促進ページ」等を通じて、最新の市場動向や国内におけるインバウンド誘客に向けた取組等を紹介した。

④　国内外の旅行者の誘客促進に取り組む 90 団体の DMO や地方公共団体に対し、60 人の専門家を延べ 539 日派遣し、観光資源の魅力向上をはじめ、ニーズに対応した助言・指導を実施することにより、国内外の旅行者の地方部への誘客を含む取組を促進した。

⑤　全国 10 の地方ブロックで「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」が開催され、現状の課題等を共有するとともに、地方運輸局・地方整備局・地方公共団体・民間企業等の構成員による受入環境整備等の取組及び成果についてとりまとめ、ウェブサイトを活用して公表し、横展開を行った。

第６節　持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進

①　全国６地域において「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D[6]）」の実践を通じた自然環境・地域資源の保全･活用等に関する取組を支援し、モデルケースの創出を図った。また、地方公共団体や DMO における持続可能な観光計画の策定や、自然保護のための保護柵や遊歩道、バイオトイレ等の整備等持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備の取組を支援した。

[6] Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations の略。

② 持続可能な観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る取組を行う 11 地域でモデル実証を行った。また、2025 年３月にサステナブルツーリズムに取り組む地域関係者に向けたナレッジ集を作成・公表した。さらに、サステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくりと連動した施設改修・整備及び設備導入・物品購入について５地域を支援した。

③ ゼロカーボンモビリティを活用した環境負荷の少ない観光地アクセスを検討するため、2024 年７月に北海道美瑛町において、観光客が電動キックボードにより「青い池」へアクセスする実証実験を実施した。実証実験を通じて得られた安全対策等の知見等を基に北海道の観光地での運用方法等実現方策について調査結果のとりまとめを行った。

④ 地域の実情に応じたオーバーツーリズムの未然防止・抑制に取り組む先駆モデル地域として 26 地域を選定し、地域の関係者による協議の場の設置や協議に基づく計画の策定、取組の実施を総合的に支援した。

第７節　良好な景観の形成・保全・活用

１　良好な景観の形成

① 主要な観光地において景観計画策定が促進されるよう、景観改善推進事業を活用するとともに全国の地方公共団体を対象としたセミナーを都道府県単位で開催した。また、「景観計画策定の手引き」や「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」等の周知・徹底を図った結果、2024 年度では 666 市区町村で景観計画が、98 都市で歴史的風致維持向上計画が策定されている。歴史的風致維持向上計画認定都市（98 都市）に係る特定観光地を対象に、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建造物の外観修景に対して支援しており、歴史的なまちなみ全体の質の向上を推進した。

② 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図るため、「まちなかウォーカブル推進事業」やウォーカブル推進税制等の支援制度活用による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進し、119 市区町村（2025 年３月末時点）が制度の対象となる滞在快適性等向上区域[7]を設定した。

２　庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信

① 国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインの多言語化等の環境整備を行うとともに周辺観光資源と連携し、情報発信等を行った。首里城の復元については、正殿の本体工事を実施し、復元過程の公開等の取組を推進した。

② 「明治 150 年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を後世に伝えるため、国と地方公共団体が連携し、明治記念大磯邸園として神奈川県中郡大磯町にある旧滄浪閣等の整備を進め、2024 年度は建物改修等を実施した。

③ 2024 年 11 月の全国都市緑化かわさきフェア期間中に、ガーデンツーリズムに係る全国会議を開催したほか、2025 年２月に第７回庭園間交流連携促進計画審査会（ガーデンツーリズム登録審査会）を開催した。

３　優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進

① 国有林野にある「レクリエーションの森」のうち、「日本美しの森 お薦め国有林」である奥久慈自然休養林や縁桂風景林等では、利用者の利便性の向上と安全確保のため、案内看板や歩道等の整備を行った。また、その中でも剣山自然休養林等では、国有林野の魅力をわかりやすく伝えるため、見どころ等の動画や写真を SNS 等を通じて国内外に発信した。さらに、国立公園を所管する環境省と林野庁の連携事業を引き続き実施した。

② 道路管理者と市民団体等が協働して地域活性化や観光振興に寄与する「日本風景街道」と、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組んだ。また

[7] 多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。

「日本風景街道」の魅力を伝える動画等をウェブサイトや SNS により発信し、ブランド化や認知度向上を図った。

③　2024 年９月にエスコンフィールド HOKKAIDO、10 月に札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）で、全道各地の魅力的な景観等を有する「秀逸な道」を紹介するパネル展示を行うなどの情報発信を行った。また、魅力ある道路景観を維持・形成するため、道路管理者と地域が協働し沿道の除草、除雪、清掃活動等に取り組んだ。

４　観光振興等に資する地域づくり・街並み整備

公募設置管理制度（Park-PFI[8]）等の活用促進を通じて、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進した。

５　駅周辺等における「観光・まち一体再生」の推進

①　拠点駅及びその周辺における案内サイン等について、地方公共団体、交通事業者、都市開発事業者等が連携しながら整備を行う協議会等を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進した。また、駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備に対して支援したことで、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を促進した。

②　全国駐車場政策担当者会議（2025 年１月）にて、観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組事例を紹介するとともに、社会資本整備総合交付金等による支援について周知した。

③　地域の魅力や回遊性の向上に資するよう、観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の周知を行い、活用促進を図った。

６　歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

重要伝統的建造物群保存地区内における建造物の修理・修景、耐震対策、３次元測量等の先端技術活用による防災環境等の整備、防災設備の設置に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、付帯施設の新築を含む活用のための整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、観光まちづくりの一層の促進に努めた。

７　景観等に配慮した道路整備の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興等のため、2021 年５月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、個別補助制度等により山梨県富士河口湖町の世界文化遺産周辺をはじめとした観光地において無電柱化を推進した。

８　道路空間の観光振興への有効活用

民間の創意工夫を活用し、地域の賑わいを創出するため、広報イベント「ほこみち インスパイアフォーラム 2024」を開催し各地の様々な「ほこみち」の取組の紹介等を通じて「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の普及を促進した。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の地方道への展開を促進した。

９　国立・国定公園の保護と利用の推進

「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト」の一つである「みちのく潮風トレイル」について、全線開通５周年を記念して、青森県八戸市、岩手県宮古市、宮城県仙台市・名取市、福島県相馬市でウォーキングイベントを行うなど、関係地方公共団体や民間団体との連携を深めるとともに、名取トレイルセンターを活用した情報発信等を通じて、利用環境の更なる充実を図った。

１０　世界自然遺産地域の適正な保全管理

奄美群島では、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を踏まえ、奄美と沖縄で連携して行うプロモーショ

[8] 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

ンや両地域間の運賃割引のほか、群島全体への誘客・周遊を促進する事業を支援した。また、小笠原諸島では、母島沖港の泊地浚せつ等の港湾の整備や自然公園の施設整備・改修等を支援した。

１１　観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

①　みなと緑地 PPP[9] の案件形成支援を目的として、「港湾緑地の使い方をみんなで考える意見交換会」を４回実施した。また、「みなと緑地 PPP ガイドライン（案）」を策定し、2025 年３月に公表した。

②　「はまツーリズム（Beach Tourism & Resort）推進プロジェクト」を通じて、「海岸環境整備事業」や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するとともに、海岸の持つ価値を PR することにより地域の活性化等につなげている地方公共団体の海岸利活用事例をナレッジ集としてとりまとめ、海岸の利活用の推進を図った。

１２　自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出

①　東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域において、漂流ごみ等の回収・処理の実施、藻場・干潟等の再生・創出等を通じて良好な港湾環境・景観を創造した。

②　汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を保全・創出した。

１３　河川空間を活用した賑わい創出の推進

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床等の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進した。

１４　次世代環境対応車の普及促進

観光地域の環境保全と魅力向上のため、予算事業により、引き続き環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進した。

１５　社会資本整備等における観光振興への配慮

観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、各地方の観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において、地方整備局等が地方運輸局と共同で事務局となり会議を開催し、各地域の関係者との連携・調整を行った。

第８節　持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組

１　エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や、認定地域間の情報交換、旅行代理店等との商談会等を支援するとともに、自然資源を活用した上質なツーリズムを推進するため、地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成事業を実施した。また、地域が実施するエコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等の取組を支援した。

２　地域ブランドの振興

農林水産省は観光庁と連携し、地理的表示（GI）産品の持つ伝統やものがたりを生かしたインバウンド向けツーリズムを推進するため、GI 産品の持つストーリーを参加者に周知し、GI 産品の魅力への理解の醸成と付加価値向上を図った。また、GI 生産者団体、関連事業者向けのシンポジウムにおいて、観光への活用事例を紹介し横展開を図るなど、GI 産品の観光への活用を推進した。

３　観光の意義についての国民理解の増進

①　中長期的な観光戦略検討のため年間 80 以上の事業者と意見交換を行い、観光立国推進基本計画の推進過程において観光地域で新たに顕在・潜在化している課題や可能性、取組事例を把握した。

[9] 港湾環境整備計画制度のこと。

② 有識者による観光教育セミナーの実施等を通じて観光教育の充実・普及を促進した。

４ 地域特性やニーズに応じた民泊サービスの普及促進

① 「住宅宿泊事業（民泊サービス）」について、「住宅宿泊事業法」（平成 29 年法律第 65 号）で定める営業可能な年間 180 日を超えて営業をしている違法な届出住宅が仲介されることを防止するため、営業日数自動集計システムを継続運用し、違法民泊対策を進めることで、公正な市場の形成を図ったほか、宿泊日数の算定方式等の考え方を明確化するためにガイドラインの改正を行った。

② 国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、2025 年２月時点で８地方公共団体（東京都大田区ほか）が 6,198 施設（16,900 居室）を認定した。認定数は、2024 年２月時点と比較して、1,767 施設（3,928 居室）増加した。

第９節 国家戦略特区制度等の活用

① 国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合に、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例について、提案の受付を継続して行った。

② 国家戦略特区内において、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応するため、「自家用有償観光旅客等運送事業」の周知・活用を図った。

第１０節 旅行者の安全の確保等

１ 防災情報の提供

① 二重偏波気象レーダーや地震・火山観測施設の更新整備等によって監視体制を強化するとともに次期静止気象衛星の整備や強化した気象庁スーパーコンピュータシステム等を活用した予測技術の開発等を進めた。また、気象庁から訪日外国人旅行者等に提供する防災気象情報の高度化や精度向上を推進した。特に、線状降水帯による大雨となる可能性を約半日前から呼びかける情報について、これまで広域を対象にしていたところ 2024 年５月から府県単位で発表する運用を開始した。

② これまで作成したポスターやリーフレット等について、出入国在留管理庁、地方公共団体の防災部局・多文化共生部局、指定公共機関等、引き続き様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図った。また、観光庁及び JNTO において、大規模地震等の自然災害が発生した、あるいはそのおそれがある際、緊急地震速報や大雨、噴火、津波、洪水等の警報、熱中症情報等を多言語で提供するアプリ「Safety tips」及びウェブサイト・SNS を通じて、訪日外国人旅行者向けに多言語で発信するとともに、24 時間 365 日多言語対応が可能な JNTO コールセンターにおいて問い合わせへの対応を行った。さらに、「Safety tips」の普及促進のため、駐日外国公館に対する働きかけや、海外インフルエンサーを活用した SNS 上での周知活動をより積極的に実施した。

２ 避難体制の強化

災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行実績情報等の集約の強化や SNS 等を通じた幅広い周知等を推進した。また、災害時において通行可能な道路を一般に公開することができるようにするため、都道府県公安委員会が保有する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報[10]を加えた情報について、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じた提供を推進した。さらに、2024 年４月の豊後水道を震源とする地震における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加えた通行実績情報を、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じて一般に提供した。

３ 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減

① 近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省を含む各行政機関及びインフラ事業者等がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化されてスマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2024 年度も引き続き新たな防災情報を追加するなど

[10] カーナビゲーションシステムに蓄積された走行履歴情報のこと。

の充実を図った。

② 災害時の訪日外国人旅行者の安全確保及び観光関連事業者等の事業継続に備えるために策定する「観光危機管理計画」について、地方公共団体等の実務者向けにセミナーを 2024 年 12 月に開催し、計画策定の促進を図った。また、「観光危機管理計画」を策定する地方公共団体を 3 地域支援した。

③ 新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供については、駅頭掲示、駅構内放送、車内放送、ウェブサイト等で、多言語（英語、中国語及び韓国語）により実施した。また、特に災害発生時には、対応指針に沿った情報提供がなされるよう指導を行った。空港については、「滞留者対応計画」を含む 2020 年 3 月に策定された空港 BCP[11] に基づき、空港関係者やアクセス事業者と連携し、多言語や SNS 等による情報提供を含む災害時の対応を行った。また、空港 BCP を実効性のあるものとするため、全国の 95 空港において、各種訓練等を 2024 年 8 月までに実施し、訓練や点検の実施状況等を確認、関係機関等で共有することで、空港 BCP や訓練の見直しを推進した。

④ 訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できる環境を整備するため、観光施設等におけるトイレの新設や和式トイレの洋式化等の避難所機能の強化、災害時の多言語対応の強化に加え、医療機関におけるキャッシュレス決済環境の整備等を含む訪日外国人患者受入機能強化等について 39 件支援した。

⑤ JNTO のウェブサイトや SNS を活用し、災害発生情報及び災害が発生した際の公共交通機関に関する正確かつ迅速な情報発信を行った。

4 次の感染症危機への対応

① 新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえ、次なる感染症危機に適切に対応するために令和 6 年 7 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定した。

② 国内の感染症の発生動向については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に基づき継続的に監視・分析し、国及び地方公共団体を通じて国民や医療関係者等に情報提供を行った。また、海外の感染症の発生動向についても関係機関との連携の下情報収集を行い、適切に情報提供を行った。

5 公共交通機関の安全対策の推進

訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、臨時営業区域の特例措置について、同制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行った上で、必要に応じた制度の見直しの検討を開始した。また、「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」において、85 項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実施状況についてフォローアップするとともに、2022 年 10 月に静岡県の県道で発生した観光バスの横転事故を踏まえた貸切バスの安全性向上に関する関係法令等の改正に基づき、2024 年 4 月から、デジタル式運行記録計の使用、アルコール検知器使用時の画像記録保存、点呼記録の動画保存の義務付け等、貸切バスの安全対策の強化を開始した。

6 旅客船の総合的な安全・安心対策

2023 年 4 月に「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 24 号）が成立したことを踏まえ、同法の施行に向けて関係する政省令等の整備を行い、船員の資質向上に係る制度を導入するとともに、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置といった監査体制の強化をはじめ、実施可能な施策から速やかに実行に移した。

7 道路交通の安全対策等の推進

① 警察庁作成の安全運転啓発動画等の全国レンタカー協会への提供を通じて、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者等に対する交通安全に関する同協会の広報啓発活動を支援したほか、訪日外国人旅行者等に対するレンタカー貸与の際に、レンタカー事業者による国際運転免許証の確認が確実に図られるよう、同協会と協力し、事業者向けの教養資料を作成した。

[11] 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画のこと（A2（Advanced/Airport）-BCP）。

② 観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、地方整備局や地方公共団体等の関係者が連携し、AI・ICT 等の革新的な技術を活用した交通需要制御等のエリア観光渋滞対策について、その実装に向けた取組を引き続き推進・支援した。

③ 観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、駐車場予約専用化等の渋滞対策を引き続き推進した。

８ 宿泊施設の防火安全対策の推進

① 消防本部の担当者や事業者が集まる会議（オンライン開催含む。）等の機会を活用して、古民家等に関する消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方等について周知した。

② 営業時間中に施設従業員が不在となる時間帯のある宿泊施設の防火安全対策を確保するため、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」を策定した。

９ 旅行業務に関する取引の公正の維持等

「旅行業法」（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する立入検査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図った。また、2024 年３月 27 日に一般社団法人日本旅行業協会において、コンプライアンスに関わる事案について再発防止に向けての旅行業界及び同協会が講ずべき取組が策定されたことを踏まえ、当該再発防止策の対応状況について「旅行業法」に基づく報告徴収や立入検査により、確実な実施を促した。さらに、貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、安全確保を図った。

１０ 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備

① 警察において、日本語を解さない外国人からの 110 番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムが運用されているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう警察職員に対する実践的な教養訓練を継続的に実施するとともに、三者通話に対応可能な通訳人の拡充、多言語コールセンターの活用等を推進した。また、電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、未導入団体に対して導入を促し、全国の消防本部において円滑な運用を推進した。

② 訪日外国人旅行者等に適切に対応するため、外国人対応の機会の多い警察署等への外国語対応可能な警察職員の配置を推進したほか、多言語翻訳機能を有する資機材の活用を含めた各種対応訓練、世界各国・地域の文化・宗教等の理解促進等を目的とした研修を継続的に実施した。

③ 訪日外国人旅行者等が各種手続を円滑に行えるよう環境整備を図るため、遺失届出書・拾得物件預り書をはじめとする、各種届出関係書類への外国語併記等、外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供を継続的に推進した。また、警察庁ウェブサイト（英語版）に掲載する我が国警察に係る制度、活動等に関するコンテンツを拡充するとともに、掲載資料の見直しを行うなど、よりわかりやすく効果的な情報発信の強化を図った。

④ 全国の消防本部に対して、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを図れるよう、救急隊向けに開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」[12] に関する使用状況のアンケート調査を行い、現在の運用状況や導入面での課題を抽出した。

⑤ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、消防庁ウェブサイトにて広報を実施するとともに、都道府県や消防本部へ周知を依頼した。

⑥ 「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人旅行者等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図った。また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホッ

[12] 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリのこと。

トライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、関係機関の協力を得ながら、「訪日観光客消費者ホットライン」専用ウェブサイト等にて、訪日外国人旅行者への情報提供を行った。さらに、全国の地方公共団体やJNTO認定外国人観光案内所等の協力を得て「訪日観光客消費者ホットライン」の窓口周知活動を行い、安全で安心な観光の環境の整備に取り組んだ。

第１１節　東日本大震災からの観光復興

① 海外にいながらでも日本の地域の魅力を体感できるよう、2024年７月から2025年３月にかけて、日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を実施した。具体的には、中国及び香港におけるオンライン形式での情報発信のほか、在中国日本国大使館が主催する形で、関連企業や地方公共団体が日本の食や観光、各地域の魅力を発信するイベントが開催され、香港ブックフェアでは東北地方をはじめとする地域の魅力のPRも行われた。

② 福島県における観光復興を促進するため、ホープツーリズム[13]による誘客の取組として、海外旅行会社を対象に「東日本大震災・原子力災害伝承館」や「震災遺構浪江町立請戸小学校」等を訪問するモニターツアーの実施を支援した。また、サイクリングやキャンプといった観光素材を組み合わせた取組として、サイクリスト受入環境の整備やキャンプ場を活用したモニターツアーの実施を支援した。さらに、海外向けのプロモーションとして、Instagramにより台湾の旅行者向けに鶴ヶ城や福島県いわき市の塩屋崎灯台等の写真映えする観光コンテンツの情報発信、台湾やタイ等におけるイベントや旅行博への出展を支援した。

③ 【再掲】第Ⅱ部第１章第７節９

④ 国及び福島県で2022年５月末にとりまとめた「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ（サイクル）」を含む６つのテーマにおいて、福島浜通り地域等 15 市町村の横連携による、この地ならではの広域コンテンツの創出を引き続き後押しし、福島浜通り地域等の一体的なブランディングを行うため、地元事業者も交えた全体会議を年７回実施し、関係事業者が一堂に会したイベントと浜通り地域等を巡る３種類のツアーを実施した。また、地域一体的なデジタル基盤の整備に向けて支援している「交流人口基盤整備事業」においては、２件の新規採択を行い前年からの継続も含め６社を支援した。さらに、個々の市町村の独自の魅力の磨き上げを行う「誘客コンテンツ開発事業」では民間事業者等へ前年からの継続も含め９社に対して支援した。加えて来訪者向けポイント還元キャンペーン等を２回実施し、本地域への更なる交流人口拡大と消費喚起を図った。

⑤ ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム[14]の推進のため、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部における 16 の地方公共団体等の取組に対して支援した。具体的には、みちのく潮風トレイルとサッパ船アドベンチャーズを組み合わせたコンテンツの造成、天然トラフグのブランド化及び安全性 PR のための宿泊プロモーションの実施、海水浴場のバリアフリー化や国際認証取得等に取り組んだ。

第１２節　観光に関する統計等の整備・利活用の推進

① 携帯電話の位置情報データを活用した旅客流動の分析手法を検討するとともに、訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態を把握し周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに活用できる訪日外国人流動データ（FF-Data）を公表した。

② 観光に関する統計の精度向上や利活用拡大に向けて、「宿泊旅行統計調査」の標本設計における層化基準等について検討したほか、「旅行・観光消費動向調査」の標本設計の見直しを実施した。また、「インバウンド消費動向調査」については、調査対象等の見直しに向けた実証を行うとともに、あらゆる主体による調査票情報（個票データ）の利活用を可能とし、個票データの提供を開始した。

---

[13] 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。
[14] 海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行のこと。

③　地方公共団体や観光関連事業者が誘客や周遊ルートの検討に活用できるよう、観光施策の推進に資する交通インフラ関連の GIS[15] データとして、鉄道・駅別乗降客数及び高速バス停留所について、国土数値情報ダウンロードサイトに 2024 年５月・６月に公開した。

④　地域の観光施策の実現を通じた地方創生の取組を支援するべく、ETC2.0 データ [16] を活用し分析した結果として、ゴールデンウィーク期間中の一般道路の交通状況を 2024 年７月に、休日における車での立ち寄り状況を 2025 年２月に公表した。

第１３節　令和６年能登半島地震への対応

①　令和６年能登半島地震の影響を受けた被災地の風評被害を防止するため、各地方公共団体の要望も踏まえ、観光庁や JNTO のウェブサイト等を通じて、各地方公共団体が発信している宿泊施設や観光施設等の営業状況等について、正確な情報の発信を行った。また、観光復興を進めていくべく、被災地の復旧状況を踏まえつつ、インフルエンサー招請等の JNTO による訪日プロモーションを集中的に実施した。

②　令和６年能登半島地震による風評被害を早期に払拭するため、キャンセルにより失われた旅行需要を新たに喚起することを目的に、北陸地域４県において、国内旅行者や訪日外国人旅行者を対象に旅行代金の割引を支援する「北陸応援割」を 2024 年３月 16 日より実施し、観光需要を喚起した。

③　ふるさと納税を活用した特産品販売、旅行等を促進した。

④　令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨により被害を受けた地域を対象に、観光業も含む中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する「なりわい再建支援補助金」について、2024 年 12 月末時点で 912 件の交付決定を行った。また、雇用調整助成金等により従業員の雇用維持に取り組む企業を支援した。さらに、地方運輸局に設置している特別相談窓口において、観光関連事業者の被害状況や要望を踏まえ、活用可能な支援策の紹介等を行った。

[15] Geographic Information System の略。地理情報システムのこと。
[16] ETC2.0 を搭載した車両の走行履歴データのこと。

第２章　地方を中心としたインバウンド誘客

第１節　インバウンドの回復に向けた集中的取組

①　インバウンド消費の拡大や質向上を図るため、地方公共団体や民間企業等の特別な観光コンテンツ造成を支援する「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」にて計 357 件を採択した。また、米国等の海外３市場で訪日観光促進のイベントを開催し、全国各地での取組について情報発信を行った。

②　「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（令和５年５月 30 日観光立国推進閣僚会議決定）について、経済産業省、文部科学省等の関係省庁と連携しながら着実に実行し、ビジネス、教育・研究及び文化芸術・スポーツ・自然の各分野において、インバウンド需要を根付かせるための取組の深化を図った。

第２節　消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

１　アドベンチャーツーリズムの推進

アドベンチャーツーリズム[17]の推進のため、コンテンツの磨き上げやガイドの確保・育成等、アドベンチャーツーリズム関連の取組を支援した。また、Adventure Travel Trade Association（ATTA）と連携し、日本全国のアドベンチャートラベルの魅力発信を行うとともに、アドベンチャートラベルコンテンツの磨き上げと販路拡大に向けた取組を実施した。さらに、国内関係者との連携強化を図り、国内受入・販売体制強化と更なるコンテンツの発掘を促進した。

２　アート・文化芸術コンテンツの整備

（１）日本博 2.0 の推進

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けて、全国各地で最高峰の文化芸術を発信するための文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行うとともに、日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を展開し、文化芸術をより一層充実させた。これらを通じて、日本文化の魅力について、デジタルコンテンツ等も活用し、国内外に効果的に発信した。

（２）アートの国際拠点化

我が国が文化芸術の国際的な発信拠点となることを目指し、アートバーゼルと連携した「アートウィーク東京」を継続開催し、アートバーゼルの VIP をはじめ世界の高付加価値旅行者の日本への誘客拡大に取り組んだ。

（３）国際的な芸術祭の活用

海外のフェスティバルへの参加、海外の芸術団体との共同制作公演等への支援について、2024 年度は 33 件採択した。

（４）舞台芸術の振興、情報発信等

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、トップレベルの芸術団体が取り組む創造発信等への支援について、2024 年度は 186 件採択した。

（５）メディア芸術の振興

①　訪日外国人旅行者の増加に寄与するため、日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、見本市における展示施設「ジャパン・ブース」の設置・運営等（2024 年５月、６月、９月、2025 年２月に欧米で開催）を通じて、多様な作品の魅力を発信した。

②　マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート等メディア芸術に関する年度ごとの動向を整理した冊子を英語と日本語で発行した。また、メディア芸術人材育成事業において 40 組の育成を行った。

[17] 自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるもの。

（６）ロケツーリズムの推進

2023 年度に開催した「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」でのとりまとめを受け、国内外の映像作品の更なるロケ撮影に係る環境改善に向けて、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」（2020 年８月）を改定した。

（７）地域の伝統芸能等の支援

地域の伝統行事や民俗芸能等の用具修理等、基盤整備に係る取組や伝統行事の公開等、活用に係る取組への支援について、2024 年度は 293 件の採択を行った。

（８）芸術の観光への活用を推進する人材の育成

芸術団体による、我が国の芸術界の将来を担う新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会等の実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身に付ける場の提供への支援について、2024 年度は 51 件採択した。

３　地域の食材を活用したコンテンツの整備

（１）ガストロノミーツーリズムの推進

①　特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等について、文化財登録等に向けた調査研究や地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成に係る９事業を採択し、食文化の魅力発信等を推進した。

②　魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成しインバウンド誘客を高めるとともに地方誘客を促進するため、先進的な観光地域創出に向けた食の専門家等による伴走支援を６地域に対して行い、ガストロノミーツーリズムを体験するために必要な施設の改修等の環境整備等を４件支援した。

（２）酒蔵ツーリズムの推進

日本産酒類海外展開支援事業及び酒類業振興支援事業により 143 件の事業を採択し、酒類事業者による酒蔵ツーリズムプラン策定、他産業との連携に係る取組等を支援した。

（３）日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録

2024 年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、その魅力発信や認知度向上等を目的として、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携し、国内外（岐阜、デンマーク、ベルギー等）でシンポジウムを開催するなど、様々な周知・広報や機運醸成に取り組んだ。

４　魅力ある公的施設の公開・開放

①　迎賓館赤坂離宮について、ウェブサイトや SNS 等を活用した広報を実施するとともに、通常の一般公開に加え、開設 50 周年を記念して、通常は非公開の区域及び美術品の公開や、迎賓館赤坂離宮の歴史等に関するパネルの展示、参観者参加型の企画、屋外での高校生吹奏楽部による演奏会等の新たな取組を実施し、一般公開の更なる魅力向上に取り組んだ。また、迎賓館をユニークベニュー[18] として活用する「特別開館」を実施し、迎賓館の魅力を国内外に発信した。

②　京都迎賓館について、PR 動画やポスター等を活用した広報を実施するとともに、通常の一般公開に加え、通常公開していない部屋を参観するプレミアムガイドツアーや文化体験を盛り込みつつ貸切で行う特別ガイドツアー、夜間公開等の特別企画や外国人観光客を対象とした英語ガイドツアー等を実施することで、一般公開の更なる魅力向上に引き続き取り組んだ。

③　「児童又は生徒を対象とする特別見学」を、官邸ウェブサイトにて募集、抽選により参加校を決定し、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において実施することとしていたが、諸事情により実施しないこととした。

---

[18] 「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」等において、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

④　皇居について、１回当たりの参観定員を 500 人とし、土曜日の参観、事前予約及び当日予約を行い、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施した。また、宮内庁ウェブサイトの皇居イラストマップ（日本語版、英語版）及び６言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリの周知・活用を行った。さらに、皇居乾通り一般公開については、参入までのルートを短縮し、春季は 2024 年３月 23 日から３月 31 日までの９日間（参入者数 105,710 人）実施、秋季は 2024 年 11 月 30 日から 12 月８日までの９日間（参入者数 172,515 人）実施した。

⑤　皇居東御苑について、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施した。また、宮内庁ウェブサイトに皇居イラストマップ（日本語版、英語版）を掲載したほか、英語での対応が可能な職員の配置や６言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリの周知・活用、無料 Wi-Fi スポット（Imperial Palace Wi-Fi）の掲出更新を行い、訪日外国人旅行者等の利便性向上を図った。さらに、皇居東御苑来訪者の快適性向上等を図るため、大手休憩所（仮称）の整備に向けて、情報展示の撮影に着手した。

⑥　皇居三の丸尚蔵館について、ほかの美術館・博物館等と連携しつつ、全国４か所で展覧会を実施するなど、皇居三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開や公開の拡充を図るとともに、2023 年 11 月３日に開館した新施設（Ⅰ期棟）において夜間開館を新たに行うなど取組を充実させた。また、展示面積の拡大等を図るため、館の整備・建替（Ⅱ期工事）を引き続き進めた。

⑦　京都御所について、通年で参観者制限のない一般公開を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施し、英語及び中国語ガイド案内を行った。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、京都御所清涼殿襖絵の復元模写を行い、2025 年３月に完成したものについては、公開した。

⑧　京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮について、通年で参観を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施した。特に桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を 2024 年 10 月 15 日に実施した。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、修学院離宮窮邃亭ほか整備工事を実施、2025 年３月に完成し、公開した。

⑨　御料牧場について、家畜伝染病に対する防疫強化に取り組みつつ、2024 年 10 月に２日間で各２回、合計４回地域住民以外が参加できる見学会を実施した。また、参加者募集の際、宮内庁 SNS を活用した情報提供を実施した。さらに、見学者の満足度を向上させるため、厩舎では馬車の展示・馬とのふれあいのほか、新たに装蹄作業を公開した。加えてバスでの見学コースの途中、牛の放牧エリアで下車し範囲を限定して見学や写真撮影を行った。

⑩　埼玉鴨場・新浜鴨場について、埼玉県・千葉県とも協力をしながら、地域住民以外が参加できる見学会を年 12 回ずつ、合計 24 回実施した。また、パンフレットを更新し配布した。

⑪　信任状捧呈式の馬車列の実施に際しては、宮内庁及び JNTO のウェブサイト、宮内庁及び観光庁 SNS 等を活用するとともに、新たな写真を提供するなど情報提供先と連携し周知した。

⑫　造幣局本局の見学コースについて、従来の見学コースに加え、記念貨幣の製造（圧印工程）の様子を見学できる特別工場見学会を 2024 年４月に実施した。

⑬　首都圏外郭放水路の民間企業が運営する有料見学会について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催（施設点検日及び年末年始を除く。）した。また、施設の更なる認知度向上と訪日外国人旅行者の増加を図るため、施設での撮影やイベント開催を目的とした民間企業の運営による有料の施設貸出を幅広く実施した。さらに、地域振興の一環として、観光協会及び地元商店・飲食店と協力し、龍 Q 館での首都圏外郭放水路のロゴ入りの地元物産の販売や、各飲食店における「首都圏外郭放水路おもてなし特別メニュー」の販売を行った。

⑭　市ヶ谷記念館・大本営地下壕跡の見学は事前予約制とし、防衛省のガイドが案内を実施した。また、見学者の満足度を高めるため、パンフレットを配布し、魅力向上を図った。

⑮　日本銀行本店本館について、2024 年度は、改刷（新日本銀行券）関連の広報コンテンツ拡充（スタンプやパネルの作成）のほか、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の改正を受けた障害者向け見学を積極的に実施した。

５　外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進

外国人旅行者向け消費税免税制度については、「令和６年度税制改正の大綱」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、本制度の見直しについて検討を行い、令和７年度税制改正において、2026 年 11 月より「リファンド方式」に見直すとともに、消耗品の購入上限額や特殊包装を廃止するなどの措置を講じることとした。

６　大都市観光の推進

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、開園時間の延長、入園料のキャッシュレス化、高付加価値体験等の民間イベントでの活用、最新技術を活用した皇室庭園としての歴史・文化の発信、コワーキングスペースの運営等を実施した。皇居外苑については、都心における貴重な自然や景観、由緒ある歴史等が残る苑内を活用した民間イベントを実施し、観光資源としての価値を高めた。京都御苑については、文化資源アーカイブ構築及び体験型コンテンツ整備を実施した。

第３節　地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

１　国立公園の魅力向上とブランド化

①　「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込み、保護と利用の好循環を形成するための取組を実施した。また、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく「自然体験活動促進計画・利用拠点整備改善計画制度」を活用し、関係省庁や地方公共団体、観光関係者をはじめとする企業、団体等、幅広い関係者との協働の下、全国立公園を対象に取組の展開を図った。

②　国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、環境省において、観光庁と連携し、国立公園・国定公園・国民公園・世界自然遺産及び長距離自然歩道を対象に、国立公園等に関連する多言語解説を整備した。また、利用者ニーズを踏まえ、ICT 等の先進的技術を活用した展示パネルや既存看板の多言語化、多言語対応の展示映像の制作等の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行った。

③　我が国の傑出した自然景観を有する国立公園において、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を実現するため、魅力的な自然体験アクティビティの充実や質の向上等を通じて受入環境を整備した。また、ウェブサイト・SNS・スタンプラリー・海外メディアや、旅行博等の機会を活用し、国立公園の魅力や自然体験アクティビティを紹介するなど、国立公園の利用を促進した。さらに、2031 年の国立公園制度 100 周年に向けた記念事業として、各国立公園をデザインした記念貨幣シリーズのうち、瀬戸内海、雲仙天草、霧島錦江湾の３国立公園のデザインを 2024 年４月に公表した。加えて、各国立公園の聞き書き集「国立公園ものがたり」を、釧路湿原、大雪山、西海、雲仙天草の４国立公園で制作した。

④　国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供するため、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生、長寿命化対策等の事業を実施した。また、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援した。特にビジターセンター等においては自然情報に加えて、周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、省エネ改修等により、脱炭素の取組を推進した。さらに、直轄野営場において民間事業者による質の高いサービスを導入することで機能強化を図った。加えて、国立公園等において登山道や木道の改修等により利用環境の向上を図るとともに、利用者の安全確保のための防災・減災対策を実施した。

⑤　国立公園等における自然体験アクティビティの充実、人材の育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然環境保全コストを一部利用者負担とする仕組みの導入に向けた実証実験等を行った。その際、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携して実施した。

⑥　JNTO グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手法等によるサイト利用傾向等の分析結果を踏まえた海外への情報発信をするため、訪日外国人旅行者に対して訴求力の高いトピックスの特集記事や魅力的な自然体験アクティビティ等の充実、ウェブサイトの機能性の向上を促進した。また、日高山脈襟裳十勝国立公園の指定に連動し、公園紹介ページの新設等、関連する情報更新を行った。

⑦　関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進した。また、国有林を所管する林野庁との連携事業を実施した。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国定公園に展開を図った。

⑧　2020 年 7 月に供用を開始した新宿御苑併設の国立公園情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力を伝える大画面映像やデジタルを活用した体験型展示について、日高山脈襟裳十勝国立公園の指定に連動した改修を行った。また国立公園案内カウンターでの案内・物販、ギャラリースペースでの「国立公園と食」「国立公園と映画やドラマ」「Let's go to the 90th Anniversary of National Parks of Japan」等をテーマとした企画展示等により、来園者に国立公園の魅力を発信した。

⑨　国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を同時一体的に実施した。これにより、利用拠点の景観改善、上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図った。

⑩　国立公園を訪れる訪日外国人旅行者に対し、デジタル展示により普段見ることが難しい希少種の姿や、四季の風景の変化等の情報提供を行うことで、日本の自然の魅力をわかりやすく伝え、より深い自然体験を提供した。2024 年度は、国立公園のビジターセンター等において、新たに 5 か所にデジタル技術を活用した展示施設を導入した。

⑪　国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」[19] の対象とする十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）、中部山岳国立公園（南部地域）、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）、やんばる国立公園の 4 つの国立公園において、地域の関係者と連携し、民間提案を取り入れつつ、国立公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想の策定や、特に集中的に取り組む利用拠点の選定等を進めた。また、山岳地域における質の高いサービス提供のため、山小屋のインバウンドに対応した上質化（内装・外装・設備の改修等）を支援した。

2　国際競争力の高いスノーリゾートの形成

①　「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」を通じて、17 地域に対し、DMO 等を中心に地域の関係者が策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた、スキー場のインフラの整備やアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツ造成、受入環境の整備等の取組を支援した。

②　JNTO は、日本のパウダースノーへの興味・関心の高い米国・オーストラリア及びスキー人口が急増中の中国において、スノーアクティビティ及びウィンタースポーツに関するプロモーションを実施した。具体的には、中国で旅行博出展やオウンドメディアを通じた情報発信やインフルエンサー・メディア招請による地方部のスノーリゾートの取材・情報発信を行ったほか、米国のスキー関連イベント（2024 年

[19] 環境省「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（2023 年 6 月公表）に基づき、有識者等を含む専門委員会の意見も踏まえつつ、将来的な他地域への展開も見据え、環境省が 2023 年 8 月に選定。

４月）での商談やセミナー実施を通じて現地旅行会社との連携強化を図った。また、オーストラリアの一般消費者向け旅行博（同年５月）での日本各地のスノーリゾート等と連携により情報発信を行った。

３　歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

①　歴史的資源を軸に地域を面的に再生させるため、専門家と共に計画策定や体制構築等に対し伴走支援等を行い、地域の取組を推進した。また、地域資源をフル活用した面的な高付加価値化を推進しつつ、歴史的建築物等の改修に対して補助を行った。2024 年度末時点で、面的取組展開地域は 24 地域認定されている。

②　歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおいて、支援メニュー集、歴史的資源の再生・活用成功事例集及び取組事例を更新した。また、ワンストップ窓口において、地域からの相談や要望に対応するとともに、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー、観光まちづくりへの支援等を行った。

③　観光分野での地域おこし協力隊の活用事例について、ウェブサイト等に掲載するとともに、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等を計 22 回開催し周知した。

④　空き家、空き店舗、公的不動産（PRE）等の遊休不動産の活用促進のため、宅建事業者等に不動産証券化[20]等の周知を図るために中国地方５か所（各県）でセミナーを開催した上で、各事業者と専門家等の関係を構築するネットワーク会議を開催し、地方における不動産投資の普及促進を図った。

⑤　「ローカル 10,000 プロジェクト」に地方単独事業を新設し、これらを含む「ローカルスタートアップ支援制度」により、古民家等を活用した事業の立ち上げを８件支援し、歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進した。また、申請件数の増加を踏まえ、取組を一層推進するため、補正予算で大幅な増額を図った。

⑥　開発許可制度における地域の実情に応じた既存建築物の用途変更の弾力化に係る技術的助言やその活用事例について、国や地方公共団体が参画する担当者会議等の場やウェブサイト等において周知した。

４　文化観光の推進

（１）博物館・美術館等の文化施設の充実

①　文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、国内外への宣伝、学芸員等の専門人材の確保等の取組を引き続き支援した。また、観光資源としても極めて有効な文化財について、デジタル技術等を活用した多言語解説を観光施策と連携させつつ整備した。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財への理解を深め、満足度を向上できるような環境整備を着実に進めた。さらに、国立博物館等において、外国人目線に立った多言語対応やオンラインチケット販売経路拡大等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に取り組むとともに、国内の施設からの視察受入等の機会を通じてインバウンド対応に関する成果の共有に取り組んだ。加えて、キャッシュレス環境の整備等にも取り組んだ。

②　多様な来館者が国立博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力にアクセスできるよう、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や、ハンズオン、参加・体験型プログラム、オンライン配信を活用した講座やワークショップ等の教育普及事業に取り組んだ。とりわけ、国立美術館では、合理的配慮と情報保障について国内の美術館の事例から学び、実践するためのミュージアム・アクセシビリティ講座を開設した。また、国立博物館等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定による快適な鑑賞環境の充実や、SNS 等を活用した国内外への積極的な情報発信等を行った。さらに、文化資源の魅力発信及び地方創生・観光振興に寄与することを目的として、国立博物館等において、各地のミュージアムに対する収蔵品の積極的な貸与に加え、文化財の保存環境の改善や文化財保存活用施設の新築等に関する助言・協力に取り組んだ。加えて、博物館に来訪できない人も含め、場所や時間にとらわれず文化財の魅力に触れることができるよう、文化財情報資源のデジタル資源化や情報データベース

[20] 不動産の証券化という特別の目的のために設立された法人等が、不動産が生み出す賃料収入等の収益を裏付資産として証券を発行し、投資家から資金を調達する手法。

の充実等に取り組んだ。

③　我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子供、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応やバリアフリー対応施設に対する税制優遇措置の取組等を推進し、環境整備の充実を図った。また、博物館については、バリアフリー・多言語対応、地域活性化等を促す取組について 18 件の事業を採択し支援した。さらに、芸術系大学等の資源を活用した文化芸術活動を担う人材の育成について、12 大学の事業を採択した。

④　国や国立博物館等が有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人旅行者にもわかりやすく魅力的に地域の歴史・文化等を発信する各地域の博物館等の取組を 2024 年度は 25 件採択し、訪日外国人旅行者の地方への誘客や満足度の向上等地域活性化を支援した。

（２）文化観光拠点等の整備

①　文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するとともに、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和２年法律第 18 号）に基づき 57 件の計画を認定し、認定地域等において、計画に基づく多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等の文化観光拠点施設の機能強化に資する取組を支援した。

②　文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産[21]等の文化資源の魅力向上や発信強化を行った。また、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組を引き続き支援した。

③　文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知すること等により、事業の支援・充実を図った。

（３）文化資源の観光資源としての魅力の向上

①　日本遺産全体の質の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、構成文化財の解説作成や多言語化、建造物や美術工芸品等を健全で美しい状態に回復するための工事等を支援するなど、日本遺産認定地域の文化資源の磨き上げを促進するための支援の充実、日本遺産を活用した継続的な取組を推進した。

②　博物館等に勤務する管理職を対象とした「トップマネジメント研修」、学芸職を対象とした「パブリック・リレーションズ研修」、行政の博物館担当職員や初任者を対象とした「文化をつなぐ研修」を実施し、文化観光、インバウンド拡大、地域連携及びデジタル化といった、博物館における今日的課題への対応と発信に取り組む人材の育成を図った。また、国立文化施設においても、学芸員等を対象とした研修・講座を開催した。国立文化財機構では博物館・美術館等保存担当学芸員研修（基礎コース・上級コース）等を実施し、国立美術館ではキュレーター研修や全国の教員、学芸員及び指導主事を対象に美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修を実施した。

（４）文化財の保存・継承

①　国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）、史跡名勝天然記念物について、魅力的な活用の前提となる適切な保存修理や防火・耐震対策等の強靭化を推進した。また、修理現場の公開や解説設備の設置、バリアフリー化、来訪者の便益施設の充実等を促進した。さらに、文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進し、2024 年３月に立ち上げた「文化財サポーターズ」を通じて官民連携による資金調達の取組を行った。

②　文化庁の移転を契機として、歴史・文化の豊かな京都の地から文化庁ならではの地方創生を実現するため、地域の宝である文化財について、官民連携で新しい価値を創造し、持続可能な活用を推進した。

[21] 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域活性化・観光振興を図るもの。

具体的には、文化財を活用した高付加価値コンテンツの造成、文化財建造物のリノベーション、多言語対応等インバウンド向けの滞在環境の整備を推進した。あわせて、文化財の活用に関する相談窓口を設置するとともに、活用に関するセミナーを２件開催した。

③　「文化財保存活用地域計画」等の作成及び計画に基づく事業の推進を支援することで、地域の多様で豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組や観光拠点の整備を促進し、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化した。

④　【再掲】第Ⅱ部第１章第７節６

（５）世界遺産の推薦及び保存・活用

①　現在、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の５地域が条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されている。これらの地域において、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、遺産価値を維持するための保全管理の充実に取り組んだ。また、各遺産地域に持続可能な観光利用を推進するための拠点施設を整備し、引き続き関係機関と連携して必要な取組を進めた。なお、2024 年 12 月に徳之島世界遺産センターを開所した。

②　2024 年７月に、「佐渡島の金山」が世界遺産に登録された。また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援した。

（６）アイヌ文化の魅力の発信

民族共生象徴空間（ウポポイ）について、2024 年３月に策定した「ウポポイ誘客促進戦略」等に基づき、アイヌの人々の意見を踏まえた展示の改善、博物館員が専門的見地からわかりやすく解説するガイドツアー、外部コンテンツとのコラボ、体験型コンテンツのリニューアル等を実施した。

（７）ナショナル・トラスト活動等の民間取組の推進

自然環境に係るナショナル・トラスト活動については、「ナショナル・トラストの手引き」による周知のほか、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 85 号）の運用を進め、2025 年３月時点で、沖縄県竹富町と新潟県妙高市において入域料の収受等の取組が実施されている。また、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進した。

５　スポーツツーリズムの推進

①　スポーツツーリズム等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる「地域スポーツコミッション」[22] の経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（質的な向上）に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を促進した。

②　スポーツと地域が有する自然や文化・芸術等の様々な資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じて、交流人口の拡大、地域・経済の活性化につなげるため、高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル事業の実施及びその効果検証を行った。また、デジタル技術を活用したプロモーションの実施や各種セミナー等を通じて、収集・分析したデータの利活用を促進するほか、人口集積地等での体験機会の創出による武道を中心としたスポーツツーリズムの認知拡大を通じて、訪日意欲の喚起やコンテンツを有する地方への誘客促進につなげ、スポーツツーリズム・ムーブメントを創出した。

③　東京 2025 デフリンピック大会・東京 2025 世界陸上や第 20 回アジア競技大会・第５回アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西等、今後日本で開催される大規模国際競技大会の円滑な開催に向けて、スポーツ振興くじ助成金を活用した財政支援や機運醸成イベントへの協力等、大会の

[22] スポーツと自然・文化等の地域資源を掛け合わせ戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体やスポーツ団体、民間企業等が一体となったネットワーク組織のこと。

開催に向けて必要な支援・協力を行った。

６　農泊の推進

（１）滞在型農山漁村の確立・形成

①　農山漁村の所得向上と関係人口[23]の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援しており、2024 年度に調査した結果、2023 年度の農泊地域での年間延べ宿泊者数は 794 万人泊となった。また、OTA のウェブサイトにおける農泊特設ページによる情報発信や、「農泊インバウンド受入促進重点地域」40 地域のデジタルパンフレットの作成、ツーリズム EXPO ジャパン等への出展等、国内外へのプロモーションを戦略的に実施した。さらに、経営能力を高度化するためのテーマ別セミナーや、専門家による農泊地域の伴走支援を実施した。

②　多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある景観、伝統文化等の魅力で訪日外国人旅行者を誘客する農泊地域等を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」[24]に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信を行った。また、認定地域関係者の知識習得や地域間のネットワーク化を目的とした研修会・情報交換会等を開催し、JNTO 等と連携した情報発信を効果的かつ一元的に取り組み訪日外国人旅行者の誘客の強化を図った。なお、2024 年 12 月に２地域（長野県松川町、山梨県みのぶ農泊地域）を「SAVOR JAPAN」認定地域として追加した（同年 12 月時点で、計 43 地域）。

（２）農山漁村の地域資源の活用支援

①　「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として選定した。また、選定証授与式や交流会等の開催及び特設サイトを活用した全国への発信等、農山漁村の地域住民の意欲及び機運向上につながる取組を推進するとともに優良事例の普遍化を図った。

②　農業遺産や世界かんがい施設遺産等の魅力を伝える PR 動画を作成した。また、2024 年９月に農業遺産地域を巡る旅行業者向け FAM ツアー[25]を実施した。さらに、同年 10 月に世界かんがい施設遺産の研修会を開催し、地域活性化の取組事例等を周知した。加えて、同年 11 月に農業遺産シンポジウム及びフェアを開催し、観光振興の取組事例や魅力を発信した。

③　農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、処理加工現場での OJT、プロモーションによる情報発信・需要開拓、ジビエを取り入れた食事メニューや商品の開発等を支援した。また、ジビエを新たに地域資源として有効活用する観点から、捕獲鳥獣の搬入体制の強化やジビエを主な原料とした加工品として製造する設備の導入を支援した。さらに、ジビエ料理・商品を活用したモデルコースの造成に官民が連携して取り組んだ。

７　地方誘客に資する各種のコンテンツ整備

（１）地域に根差した観光資源の磨き上げの推進

観光需要が本格的に回復する中、地方への継続的な来訪を促進するため、地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツを造成する取組について、全国で 719 件の事業を採択し、十分なマーケティングデータを生かした磨き上げから適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援を実施した。

（２）コンテンツ連携による広域的な周遊観光の促進

「地域のコンテンツの連携促進（ロングストーリー造成）事業」により、旅全体を通じて一貫したストーリーを有する長期滞在ツアー（ロングストーリーツアー）の造成を９件実施するとともに、ロングストーリーツアーの造成に係る手引きを作成し、観光関連事業者等に横展開した。

---

[23] 移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ人々。

[24] 多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する農泊地域等を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組のこと。SAVOR に、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

[25] Familiarization tour の略。観光誘致を図るため、旅行事業者やメディア、インフルエンサー等に現地を視察してもらうツアーのこと。

（３）医療や健康増進と連携した観光の推進

観光庁は厚生労働省と連携し、地域の医療と観光資源を組み合わせた滞在プラン造成や受入体制構築等について国内６地域を採択し、モデル実証事業を実施した。また、医療ツーリズムの普及への課題に関するマーケット調査や、観光から医療まで一貫して通訳できる人材育成のための医療通訳講座に取り組んだ。

（４）サイクルツーリズムの推進

① サイクルツーリズムの推進に向けて、自転車の走行環境やサイクリストの受入環境等のサイクリング環境の整備、また、世界に誇りうるナショナルサイクルルートの磨き上げやイベント出展等の国内外への情報発信、さらに、サイクルトレイン・サイクルバスの導入拡大について、官民で連携して取り組んだ。

② 訪日外国人旅行者の来訪促進及び観光地の魅力増進のため、移動そのものを楽しむ観光列車の魅力をJNTO ポータルサイトにおいて海外に情報発信するとともに、サイクルトレインについて、情報交換会等を開催し優良事例の横展開を行うなど、新たな観光ニーズに対するサイクルトレインの普及を促進した。

（５）インフラツーリズムの推進

インフラツーリズムの拡大に向け、これまでのダムや橋というインフラ施設に加え、青い池（美瑛川ブロック堰堤）において地域観光資源と連携し、インバウンドに対応した受入体制の検討を実施した。

（６）離島地域等における観光振興

① 離島地域にある資源を活用し、未来を担う子供・若者や旅行者らが離島へ向かう流れを活性化するため、ウェブサイト、SNS 等で離島の情報を発信する取組やデジタル等の新技術を活用する取組、関係人口の創出に向けた取組、小規模離島等の生活環境を改善する取組を実施する地方公共団体を「離島活性化交付金」により継続的に支援した。また、半島地域では、地域の特性を生かしながら、地方公共団体や NPO 等の多様な主体が連携して広域的に実施する交流促進、産業振興等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した半島地域への誘客を促進するプロモーションの実施、半島産品の認知度向上と販売促進等を図るための官民連携体制構築に係る調査を実施した。

② 「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」等により、観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船等が、訪日外国人旅行者に幅広く活用され、船旅の更なる魅力向上や地域経済効果の最大化に資する取組を行う民間事業者等を支援した。

③ 海洋周辺地域への訪日観光を促進するために、「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」において、海上観光の造成を行う事業を、７事業採択した。

④ クルーズ船受入のため石垣港において旅客船ターミナル等の整備を図った。また、「沖縄振興特別推進交付金」による、「外国人観光客受入体制強化事業」、「沖縄観光コンテンツ開発支援事業」等を実施したほか、「沖縄北部連携促進特別振興事業」により、恩納村・前兼久漁港に、観光関連施設を整備し、観光利用の利便性向上等を図った。さらに、北部地域の観光地経営の高度化・ブランディング強化を図るため、地域連携 DMO の立ち上げを目的とする「やんばる観光地域づくり戦略策定事業」を実施した。加えて、観光人材不足対策に係る無人化・省人化の取組等の支援や、沖縄観光の課題を踏まえ、「魅せる沿道景観」の整備を推進した。

⑤ 滞在型観光を促進するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を通じて、１県及び 22 市町村に対し、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される滞在型プランの造成や企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及等により観光産業を支援した。分散型ホテル、インバウンド誘客促進、長期滞在型商品の推進を含む多様な取組に支援することで、一部地域では、前年を上回る集客につながった。

⑥ 北方領土隣接地域において、地域の資源・特性を生かした体験型・滞在型観光及び広域観光の推進、交流・関係人口の創出・拡大に向けた観光施設の改修事業を支援した。また、北方領土に関する情報を

SNS で発信したほか、同地域への修学旅行誘致促進のため、北方領土教育を取り入れた学習プログラムに係る経費等の補助等を実施した。

（７）旅客航路の観光利用促進

「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」を用い、多数の関係者間における航路情報の共有を図るため、フェリー・旅客船事業者と経路検索事業者によるデータ整備を引き続き支援・推進した。

第４節　訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進

観光による地方創生や訪日外国人旅行者の旅行消費額の拡大を目指し、消費単価の高い高付加価値旅行者の誘致促進に取り組むモデル観光地として 2024 年９月に３地域を追加選定し、全国 14 のモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づく、コンテンツの創出、宿泊施設や移動環境の検証、ガイドの体制等の受入環境の整備等の取組を支援するとともに、JNTO と連携し、海外セールス・情報発信の強化等に取り組んだ。

第５節　戦略的な訪日プロモーションの実施

１　我が国の観光の魅力の戦略的な発信

（１）オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

JNTO は、訪日マーケティング戦略に基づき、各市場のターゲットに向けた多言語による SNS 発信等デジタルマーケティング等も活用して、きめ細かなプロモーションを実施した。また、JNTO では各現地事務所と各在外公館にて日々連携を行っているところだが、トルコ、ブラジル等の JNTO 現地事務所が無い市場においても、在外公館等の現地関係機関と連携したプロモーションを行った。さらに、2024 年５月に観光庁と共催で「日仏観光イベント」を実施し、農林水産省、JETRO 及び JFOODO と連携し、日本食提供エリアを設置した。

（２）新規訪日層の開拓

JNTO は、欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認識していない層」に対してオンライン広告を配信した。具体的には、海外旅行のきっかけとなる興味・関心に応じた広告を展開し、当該キャンペーンサイトへの流入を促すことで、デスティネーションとしての日本の認知度向上を図った。また、北欧地域市場においては、2024 年３月４日に新規開設したストックホルム事務所を中心に現地旅行会社等とのネットワーク構築や新規パートナーの開拓を強化したほか、認知度向上を目的とした情報発信に取り組んだ。

（３）アジアのリピーター層の再訪日意欲喚起

アジア 10 市場（中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン及びベトナム）の訪日ライトリピーター（訪日２～５回）を対象に、オンライン旅行会社（OTA）２社と航空会社１社と連携して地方誘客を強化するための販売促進施策に加え、メディア、インフルエンサー（各２市場）を招請して体験型コンテンツや食等の地方の魅力を発信するキャンペーン等を行った。

（４）地域の魅力の海外発信

① 海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、イノベーションの創出等を目的としたインキュベーション施設等におけるイベントの実施・環境への負荷低減に資する取組・情報発信の取組等に係る経費への一部補助を行った。

② 総務省において、放送事業者等と地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等が連携し、日本各地の魅力を伝える放送・映像コンテンツを制作して海外発信する取組を支援した。2024 年度は、計 37 件の事業を採択し、欧州・アジア等９か国・地域において放送・配信した。さらに、独立行政法人国際交流基金（JF）は、日本のコンテンツへのアクセスが少なく、視聴機会が限られる国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の番組を無償提供し、2025 年３月末までに 136 か国・地域で延べ 4,446 番組の放送を実現するなど、海外の一般市民に向けて、地方を含む日本の魅力を発信した。2022 年度をもって新規提供を終了し、提供先国・地域での確実な放送実現に向けて、フォローアッ

プを行った。

２　大規模イベントを活用した情報発信

（１）2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機とした対外発信

①　大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や、地方部での周遊を含むモデルコースの造成等を支援した。また、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会において、JNTO と連携した海外旅行博・商談会等を実施するとともに、観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」では約 440 件の魅力的な地域の観光商品を掲載するなど、インバウンドの拡大や地域振興の実現に向けた多言語での情報発信を行った。

②　全国を対象に交付している全国版図柄入りナンバープレートは、2024 年度は約 41 万件の申込があった。また、地方版図柄入りナンバープレートは、全 73 地域で約 19 万件の申込があった。さらに、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートについては約６万件の申込があり、普及促進活動を通じて大阪・関西万博開催の機運の醸成等に寄与した。

（２）2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に向けた対外発信

①　2024 年７月開催の第 10 回太平洋・島サミットや同年９月開催のＧ７イタリア農業大臣会合をはじめとする国際会議において、国際的な機運醸成及び参加招請を行うとともに、国内向けのシンポジウムの開催やブース出展を通じて、我が国の高品質な花きや、いけばな、盆栽、日本庭園等の伝統的な文化・技術を情報発信した。

②　米国カリフォルニア州及びイリノイ州で日本庭園の修復等を実施するとともに、ドーハ国際園芸博覧会において、日本の造園文化の魅力を発信し、訪日需要の喚起につなげた。

３　各分野と連携した情報発信

（１）大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

①　在外公館等において運用している SNS アカウントで写真素材を活用し、観光促進を含む広報及び任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信することで、日本への関心・理解の促進を図った。

②　ジャパン・ハウス３拠点（サンパウロ、ロンドン及びロサンゼルス）で、地域の魅力を発信する様々なインバウンド関連事業を実施した。例えば、サンパウロでは京都の織物、沖縄の紅型及び茨城の下駄の歴史を紹介するイベントや長崎県の龍踊りを体験させるイベント等を実施、ロサンゼルスでは鯨と闘牛に焦点をあてた短編映画の上映を通じた徳之島（鹿児島）を紹介するイベントや県知事が出席して地域の魅力をアピールするイベント（鳥取、鹿児島及び長崎）等を実施、ロンドンでは 2023 年 11 月から 2024 年４月にかけてアイヌ文化に係る大型展示を開催した。また、JNTO ロンドン事務所との協力事業「Spotlight on Local Japan」を通じて大分、和歌山、富山、愛知、滋賀及び東京を紹介した。さらに、併設されているレストランやショップでの銘品・名産品の販売も含め、３拠点それぞれにおいて能登復興支援を目的とした事業も実施した。

③　2025 年１月、外務省と大阪府堺市、沖縄県、栃木県日光市及び徳島県上勝町との共催で、駐日外交団等に対して各地方の施策、地場産品、観光情報等を紹介するセミナーを都内で実施し、約 90 人が参加した。また、外務省と地方公共団体との共催で実施する駐日外交団による地方視察ツアーについて、福岡県八女市（2024 年６月）、福島県（同年 10 月）、京都市（同年 10 月）及び栃木県佐野市（同年 11 月）で計４件実施し、参加外交団は各地方が誇る豊かな自然や文化施設、産業施設等を視察した。

④　2025 年２月、外務大臣と群馬県知事の共催で、また、同年３月、外務大臣と長野県知事の共催で、外務省飯倉公館において、駐日外交団等を対象としたレセプションを実施した。同レセプションにはそれぞれ約 180 人、約 210 人が参加し、各県が誇る食をはじめとする特産品、観光情報、産業、伝統工芸、伝統芸能等多様な魅力を国内外に発信した。

（２）クールジャパンの海外展開

① JETRO において、異業種連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、地域産品の海外展開を通じた産地のアピールを行った。また、海外での地域産品の認知度を高めるため、これらの魅力が一層伝わるよう、海外バイヤー等の招へい等を通じて、地域産品の魅力に触れる機会を設定した。

② 伝統的工芸品の産地の風景や工房で職人が制作する様子を撮影した動画を英語字幕付きで６本作成し、YouTube や展示会等で配信すること等を通じて産地を PR し、伝統的工芸品の需要と産地の更なる活性化につなげた。

③ 【再掲】第Ⅱ部第１章第３節６

④ 【再掲】第Ⅱ部第１章第９節①

⑤ 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資を通じて、地域の観光資源等を生かしてインバウンド需要を喚起する事業に対して引き続き支援した。

⑥ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成 19 年法律第 40 号）に基づき、都道府県が承認する地域の特性を生かした地域経済牽引事業計画について、2024 年９月末までに累計 4,509 計画が承認され、観光資源を生かして地域経済を牽引する事業についても、地域未来投資促進税制等で後押しした。

（３）日本文化に関する情報の総合発信

① スポーツ庁、文化庁及び観光庁が連携し、スポーツや文化芸術といった地域の魅力を、観光と連携することにより国内外に発信し、訪日外国人旅行者の増加や国内観光の活性化を図るため、「スポーツ文化ツーリズム」を推進、具体的な取組として優れた取組を評価し普及を図るべく、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施した。

② 【再掲】第Ⅱ部第２章第２節２（５）①

③ 在外公館及び JF は、多様なジャンルの公演や展覧会、映画祭等の対面開催を通じて、日本文化に触れる機会を提供した。また、JF は、全世界を対象に多言語字幕付きで日本の映像作品を常時配信し、日本ファン拡大を目指す新たなプラットフォーム「JFF Theater」を 2024 年８月にオープンし、映画等を通じた日本の魅力発信を試みたほか、日本の優れた舞台作品を発信する「STAGE BEYOND BORDERS-Selection of Japanese Performances-」等、全世界向けの既存のオンラインによる取組も、コンテンツを更新・充実させながら継続した。さらに、JNTO 及び JF は、両機関の本部及び海外拠点において、今後の更なる連携促進について協議するとともに、双方のコンテンツやネットワークを活用し、広報協力、共同イベントの開催や訪日プロモーション等、連携して様々な事業を実施した。具体的には、JNTO の本部及び海外事務所の Facebook にて、前述の「JFF Theater」を紹介し、JF 単体では届かない潜在的な関心層に向けて日本の映像作品の魅力を発信した。加えて、海外における連携としては、JF がパリ日本文化会館の施設を観光関連の事業に提供し、日仏間の観光交流の拡大を目的とした「日仏観光イベント（主催：観光庁、JNTO）」等が開催された。また、新たに中東地域での組織間連携強化を目的に、JF カイロ日本文化センターと JNTO ドバイ事務所が連携し、日本語教材のサンプルや観光パンフレット等の双方の制作物の相互配布や、SNS での情報発信等を実施した。さらに、JF 主催の日本映画祭や文化事業、日本語関連の各種コンテスト等で訪日旅行関連のパンフレットを配布するなど、積極的な広報連携にも努めた。

（４）日本食・日本食材等の海外への情報発信

① 訪日旅行経験者等を対象として、日本食・食文化への興味・関心の向上や、帰国後の日本産農林水産物・食品の購入・消費の拡大のため、日本産食品等のプロモーションを実施した。また、訪日外国人旅行者が帰国後も日本産農林水産物・食品を購入・消費できるよう海外で日本産食材を積極的に使用する飲食・小売店を「日本産食材サポーター店」として認定する取組を推進した。

② 渡航制限の解除を契機として本格的に再開したリアルでの国内外商談会、海外見本市等を通じた海外バイヤーとのビジネスマッチングの機会を創出するとともに、オンラインによる商談のニーズも引き続き一定程度あることを鑑み、サンプルショールーム等を活用したオンラインでの商談機会創出の取組も継続した。

（５）国際放送による情報発信の強化

「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）に基づき、NHK にテレビ国際放送の実施を要請し、NHK においてテレビ国際放送と一体として放送を実施した。2025 年１月時点で約 160 の国・地域で約 4.2 億世帯が視聴可能となった。また、NHK において、利便性の向上及び視聴機会拡大に向けたインターネット配信の強化等の取組を推進した。

（６）外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

海外メディアによる日本の魅力発信を支援するため、2024 年度には外国メディア関係者の招へいを計 10 件実施した。また、在京外国メディア向けプレスツアーを計３回実施した。

（７）情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

① 公益社団法人日本観光振興協会において、訪日外国人旅行者に向けて、地域の魅力ある精度・鮮度の高い季節情報及び行事・祭事情報を発信すべく、観光情報ウェブサイト「JAPAN 47 GO」英語版のリリース環境を整え、2025 年３月に一部地域情報を先行リリースした。

② 全国各地の文化財とその地域の魅力について、外国人目線でウェブサイトを洗練・拡充し、歴史や伝統、文化芸術への関心が高い層をターゲットとするリーチ施策を実施した。

第６節 MICE の推進

１ 新型コロナウイルス感染症による変化を踏まえた MICE 誘致・開催の意義の発信

新型コロナウイルス感染症の影響を経て、外部環境が大きく変化したことを踏まえ、MICE 開催による総消費額及び経済波及効果を測定する「MICE 簡易測定モデル」の改訂に向け、企業ミーティング、インセンティブ旅行及び展示会の参加者一人当たりの消費相当額調査及び MICE 全体の経済波及効果の算出を行った。また、国際 MICE の参加者数の算出精度向上に向け、調査対象や調査消費費目の変化等に関する調査を実施した。

２ 政府一体となった MICE 誘致・開催

「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（令和５年５月 30 日観光立国推進閣僚会議決定）や大阪・関西万博の開催を踏まえ、政府として各種国際会議を積極的に誘致・開催するため、文部科学省や外務省等の関係省庁と連携し招請レターを発出し、国際会議誘致を支援した。

３ MICE 開催地としての地域の魅力向上・発信文化観光の推進

① 国際会議等のレセプションやインセンティブ旅行を積極的に受け入れている施設について、会議主催者や全国のコンベンションビューロー[26]等に対し、JNTO 等のウェブサイトを通じて情報発信することで公的施設等のユニークベニューとしての活用を促進した。また、会議開催地のコンベンションビューロー等と会議主催者の連携によるユニークベニューの活用支援や、インセンティブ旅行向けの新規のユニークベニュー活用等への支援を計 30 件行い、新規施設の掘り起こし及び既存施設の活用事例の蓄積による MICE 開催地としての各地域の魅力向上を図った。

② 国際会議について、開催効果の拡大を目的として、政令指定都市を中心に、近隣の中核都市やその他地方都市との連携や地域のステークホルダーとの新たな取組実施を計 54 件支援した。また、インセンティブ旅行について、地域内の多様なステークホルダーや都市間の連携によるインセンティブ旅行向けコンテンツ造成やプロモーションツール作成等を計 15 件支援し、各地域の誘致力強化を図った。

４ 日本政府観光局（JNTO）等による MICE 誘致活動の強化

① JNTO において、2024 年８月から 2025 年１月にかけて、シンガポール、ソウル（韓国）、台北（台

[26] 国際会議をはじめとした MICE の誘致を支援する組織のこと。

湾)、ホーチミン（ベトナム)、クアラルンプール（マレーシア)、バンコク（タイ）及びマニラ（フィリピン）の７都市において、現地のインセンティブ旅行を取り扱う有力な旅行会社等と日本側コンベンションビューロー、ホテル等を集めたインセンティブ商談会を開催した。また、スペイン・メキシコ、シンガポール、マレーシア、中国からインセンティブ旅行を取り扱う旅行会社のキーパーソンを招請し、日本各地での視察を実施した。

② JNTO は、オンライン広告やウェブサイト、SNS 等を活用し、日本のサステナビリティの取組や日本で開催された国際会議のケーススタディ、大阪・関西万博関連情報等を継続的に発信した。

③ JNTO は、国際的に有力な MICE 主催者との関係を強化し、MICE デスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、国際 PCO[27] 協会（IAPCO）とのデスティネーション・パートナーシップ協定に基づき、IAPCO のネットワークを活用した情報発信や人材育成プログラムにおける連携を行った。また、国際会議協会（ICCA)、MPI[28]、SITE[29] 等、MICE 国際団体のネットワークを活用し、情報収集を行った。

④ JNTO は、データ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインのマーケティング活動により収集・蓄積した各種データを組織内に適時共有するとともに、ウェブサイトとの連携を行い、新たな国際会議やインセンティブ旅行のセールス情報の獲得等、MICE 誘致力の強化を図った。

⑤ MICE の誘致・開催に積極的だがそのノウハウが不足している地方都市６都市に対し、コンサルタントによるトレーニングプログラムを実施するとともに、全国の都市を対象としたインセンティブ旅行の誘致・開催に向けた取組等を紹介するセミナーを２回実施した。また、８都市のコンベンションビューローに対し、MICE 見本市への出展支援等を実施し、我が国の MICE 開催件数の更なる増加を図った。

５ MICE 誘致の国際競争力の向上のための基盤整備

① JNTO は、JNTO 及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うとともに、国内メディアと連携し、国際会議の需要喚起を目的とした動画作成等の国内プロモーションを展開し、JNTO の活動の認知度向上を図った。また、大学及び学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、地域の拠点大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局との連携を強化することにより、国際会議誘致件数の拡大を図った。

② 日本学術会議は学術研究団体と国際会議を６件共同主催したほか、国際会議主催者セミナーを JNTO と共同で開催するなど、学術研究に関する重要な国際会議の招致・開催に向けた取組を行った。

③ MICE 推進都市の３都市に対し、各分野における専門家を派遣し、都市ごとにそれぞれの都市にあった取組強化を図るとともに、MICE の誘致段階における PR として競合都市に対する優位性の向上を図った。

④ JNTO は、体系的人材育成プログラム（初級・中級・上級セミナー）の内容の充実を図り、国際会議においてもトレンドとなっているサステナビリティのほか、デジタルリテラシーや国際的なネットワーク構築等に対応する専門人材の育成に取り組んだ。また、国際会議主催者やコンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、効果的な提案書の作成やプレゼンテーションに係るコンサルティング等の支援を強化した。

⑤ MICE 施設への PFI[30]・コンセッション方式導入を促進するため、計３都市の地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施した。また、MICE 施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラットフォームを改定した。

⑥ 国際会議のハイブリッド開催やサステナビリティ等、MICE 開催ニーズの変化への対応力向上を目的

[27] Professional Congress Organizer の略。会議運営サービス会社のこと。
[28] Meeting Professionals International の略。MICE 専門家が加盟する国際非営利団体のこと。
[29] Society for Incentive Travel Excellence の略。インセンティブ旅行業界の世界的な発展を目指す国際団体のこと。
[30] Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

として、計 12 の MICE 施設における無線 LAN 等の整備支援を実施し、我が国各都市の MICE 誘致の国際競争力の強化を図った。

⑦　コンベンションビューローと大学の連携等による国内主催者の開催意欲向上・誘致力強化に資する取組や、若手研究者による国際会議開催を計 24 件支援した。また、大学研究者や URA[31] へのアンケート調査等を実施し、国際会議誘致・開催における課題の把握を行った。

６　国際仲裁の活用による訪日促進

国際商取引の紛争解決の拠点としての我が国の魅力を広報するため、2024 年 11 月に、我が国では初めてとなる日本国際仲裁ウィーク（Japan International Arbitration Week）を官民の関係機関が連携して開催し、一週間にわたる様々なイベントに全世界から仲裁実務家や企業関係者等が参加した。

第７節　IR 整備の推進

IR については、「特定複合観光施設区域整備法」（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、2023 年４月に認定した大阪の区域整備計画について、2024 年９月に実施状況評価を行った。

第８節　インバウンド受入環境の整備

１　交通機関の整備・外国人対応

（１）快適な旅を実現する環境の整備

①　新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通ネットワークを活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、地方への国内外の観光客の流れを創出した。

②　バスタプロジェクト[32] の全国展開を推進した。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS[33] 等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設となるよう、検討を進めた。

③　2017 年度に英語を併記した規制標識の整備が可能となったことから、これらの道路標識を更新等に併せて順次整備した。2024 年度末時点で、約 254,000 枚の規制標識「一時停止」に英字が併記されている。

④　移動そのものを楽しむオープントップバス等の導入を促進した。

⑤　観光地の魅力増進のため、移動そのものを楽しむ観光列車の魅力を JNTO ポータルサイトにおいて海外に情報発信し、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図った。

⑥　2023 年に引き続き、2024 年８月から９月にかけて、「THE ROYAL EXPRESS」が道内を、2025 年１月から３月にかけて、四国・瀬戸内を運行し、観光列車を運行する取組が促進された。

（２）航空ネットワークの回復と強化

①　地方創生や観光立国の実現に不可欠な航空ネットワークの維持・活性化に向けて、需要回復後の成長投資を下支えする観点等から、令和６年度予算において空港使用料・航空機燃料税の減免や、空港会社への無利子貸付等を支援した。また、航空ネットワークの維持・発展やサステナブルツーリズムへの関心の高まりに対応するため、持続可能な航空燃料（SAF）の導入や空港の再エネ拠点化を含む航空の脱炭素化を講じた。

②　グランドハンドリングや保安検査等の空港業務について、政府目標である 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人受入のボトルネックとならないよう、体制を強化していくことが重要であることから、

[31] 大学等の研究組織において研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材のこと。
[32] 鉄道やバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備するプロジェクト。
[33] Mobility as a Service の略。あらゆる乗り物を、IT を用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステムのこと。

2023 年６月に公表した有識者会議の中間とりまとめを踏まえ、人材確保や処遇改善等に向けた取組を推進したほか、各関係者が行う取組のフォローアップを実施した。さらに、労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように、空港制限区域内における無人自動運転の 2025 年までの導入を目指し、自動運転レベル４相当（特定条件下における完全自動運転）の導入に向けた実証実験を実施し、必要となるインフラや運用ルール等の検討を行った。また、2024 年６月に空港業務の技術開発・実装を進めるべく有識者会議を設置し、手荷物輸送作業の生産性向上について検討を開始した。加えて、令和６年度当初予算「FAST TRAVEL[34] 推進支援事業」において、手荷物輸送等の円滑化に向けた先進機器の導入に対する補助を実施した。また、外国エアラインの新規就航等において航空燃料の供給ができない事態が全国各地で生じたことから、2024 年６月に設置した官民タスクフォースにおいて同年７月に行動計画をとりまとめ、航空燃料の安定的な供給に向け対応した。

③　中部国際空港においてビジネスジェット専用動線を一部改修するなど、ビジネスジェットの利用環境の改善を進めた。

（３）国際拠点空港等の整備

①　訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約 100 万回への拡大を目指し、必要な取組を進めた。具体的には、東京国際空港（羽田空港）においては、2020 年３月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供等、新飛行経路の着実な運用に向けた取組を進めた。また、空港制限区域における自動運転レベル４の導入のための整備に新規着手したほか、空港アクセス鉄道の基盤施設整備、国内線・国際線間の乗り継ぎ利便性向上のための人工地盤の整備、旧整備場地区の再編整備等を引き続き実施した。成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C 滑走路新設等の年間発着容量 50 万回への拡大に向けた取組を進めるとともに、旅客ターミナルの再構築や航空物流機能の高度化等の検討を進めた。

②　グランドハンドリングや保安検査等の空港業務について、持続可能な形で発展するよう、人材確保や処遇改善等に向けた取組を推進した。また、ボーディングブリッジや CIQ[35] 施設の整備等の旅客の受入環境高度化の支援等を実施し、関係省庁が連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進した。

③　中部国際空港においては、引き続き第１旅客ターミナルの処理能力向上を目的とした取組を行うとともに、現滑走路の大規模補修時における継続的な空港運用及び空港の完全 24 時間運用の実現等を目的とした「代替滑走路事業」を推進した。

④　福岡空港においては、滑走路処理能力の向上を図るため、２本目の滑走路を 2025 年３月 20 日に供用開始した。また、屋久島空港においては、交流人口の更なる拡大等を図るための「滑走路延長事業」、那覇空港においては、空港の利便性向上を図るための「国際線ターミナル地域再編事業」、新千歳空港においては、航空機や除雪車両の混雑緩和等を図るための誘導路複線化等を実施した。

⑤　関係地方公共団体や地元経済界を対象とした勉強会等を実施し、空港コンセッションを導入した場合の効果等について情報発信を行い、機運醸成に努めた。

⑥　航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編（上下分離）を引き続き実施した。2024 年度においては、東日本空域における６回の上下分離作業を実施し、2025 年３月 20 日に全国の上下分離を完了した。

⑦　今後の航空需要の回復・増加に対応するため、先進的な訓練手法の更なる効果向上に資する訓練データ分析手法の確立に向けた検討、国家資格についてのより合理的で利便性の高い試験方式の着実な運用及び航空大学校における操縦士の着実な養成、航空会社等と連携した指定航空従事者養成施設等における航空整備士養成課程の学生に対する無利子貸与型奨学金の創設・開始、航空業界を志望する若年者の

[34] 空路の利用に係る旅客手続全体の円滑化等を通じた旅客満足度の向上を図る取組のこと。
[35] 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の総称。

裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行った。

（４）クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

① 「地域における受入環境整備促進事業」について、クルーズ船内における公衆無線 LAN 環境整備を支援した。また、「クルーズ等訪日旅客の受入促進に寄与する地方拠点のクルーズ受入促進事業」として地方公共団体及び業界関係団体と連携し、宮古島において市民向けにクルーズシンポジウムやクルーズの体験乗船を実施し、地域住民のクルーズ受入に向けた理解を促進した。

② 2024 年の訪日クルーズ旅客数は 143.8 万人、我が国港湾への総寄港回数は前年比約 1.3 倍の 2,479 回（うち外国クルーズ船 1,923 回、日本クルーズ船 556 回）となった（速報値）。

③ 新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組やクルーズの安全・安心の確保に向けた今後の在り方等を整理した「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ（2023 年９月 11 日）」等を踏まえ、重要港湾以上の全港湾 125 港及び地方港湾４港の計 129 港において、水際・防災対策連絡会議を実施するなど、引き続き、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進めた。

④ 「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」について、ボーディングブリッジの設置や旅客上屋の改修、屋根付き通路の整備等、計 13 事業を採択した。また、クルーズコンタクト窓口を設け、クルーズ船社や港湾管理者、地方公共団体等からのクルーズ船の寄港に関する問合せに対応した。

⑤ 「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されている港湾において、港湾管理者の港湾施設の整備への支援や、港湾管理者と連携船社の調整等、ハード・ソフト両面からの支援を行った。

⑥ 「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」について、クルーズ船の受入体制強化やクルーズ船寄港プロモーション、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出に対して、計 35 事業を採択した。また、2024 年度は、みなとオアシスとして新たに５か所（小樽港、土肥港、熊本港、温泉津港、相馬港）の登録を実施した（2025 年１月１日時点で 165 か所登録）。

⑦ 上質な寄港地観光造成に向けた意見交換会を実施し、港湾管理者とクルーズ船社とのマッチングを行うことで、瀬戸内海や南西諸島等を含めた周遊ルートの開拓を進めた。また、「全国クルーズ活性化会議」と連携したシンポジウムを実施し、クルーズ振興による地域活性化や日本人クルーズ旅客の増加、我が国におけるクルーズ文化の醸成を図った。

⑧ 全国の港湾における係留可能な岸壁・マリーナに対して、大型のプレジャーボートの寄港実績を調査するとともに、短期・中期的な対応方針案を検討した。

⑨ JNTO は、2024 年４月、11 月に北米最大規模のクルーズ専門見本市、商談会への出展や、同年 10 月から翌年３月にかけて高付加価値旅行者を主たるターゲットとするクルーズ関係者の招請を実施した。

（５）国際交通機関へのアクセス向上

空港・港湾へのアクセス等、高規格道路の整備・活用に取り組んだ。また、東京国際空港（羽田空港）において、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運航再開等利便性向上に向けて調整を行った。さらに、空港整備事業として、JR 東日本羽田空港アクセス線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備を引き続き実施したほか、京急空港線引上線の鉄道基盤施設整備に本格着工した。成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、引き続き、空港アクセスの更なる利便性向上等に向けた検討を進めた。那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上を図るため、2024 年度も引き続き、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸する工事を実施した。

（６）地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化と MaaS の実装推進

① 公共交通事業者等が実施する訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、

トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進める取組や、災害等非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るためにスマートフォン等の充電環境を確保する取組を支援した。

② 「日本版 MaaS 推進・支援事業」において、全国 11 事業を選定し、観光分野含め幅広い事業者との連携を行う取組等について、社会実装に向けて支援した。また、MaaS の基盤整備として、公共交通機関のデータ化については４事業者、キャッシュレス化については 20 事業者に対して支援し、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備した。

③ 【再掲】第Ⅱ部第１章第９節②

④ 観光地のタクシー不足に対応するため、ほかの営業区域からの応援のほか、地域の自家用車・ドライバーを活用した日本版ライドシェアの運用を開始した。日本版ライドシェアの運用改善により、イベント開催時・観光ハイシーズンにおける一時的な需要増加等にも対応した。また、観光地における移動需要にも応えるため、公共ライドシェアについては大幅な制度改善を行い、交通空白地の判断にあたって時間帯を考慮するなど、観光客の移動の足が確保されるよう取り組んだ。

（７）MaaS 等の新たなモビリティサービスの基盤整備の支援

① 観光地内の周遊性等を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、訪日外国人旅行者等に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入を支援するとともに、地方公共団体や事業者に情報発信を行うことにより、シェアサイクルの導入促進に努めた。

② 日本の配車アプリの多言語化を進め、訪日外国人旅行者等が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備した。また、外国語対応ドライバーの採用・育成や、多言語タブレット等の活用促進、キャッシュレス決済への対応の推進等により、訪日外国人旅行者等が快適に国内を移動できるよう、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備した。さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を促進するとともに、空港・主要駅における訪日外国人旅行者対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図った。主に訪日外国人旅行者を相手として行われる、「道路運送法」（昭和 26 年法律第 183 号）に違反する自家用車を使用したタクシー行為、いわゆる白タク行為については、関係機関と連携して対応してきたところであり、2023 年度以降、訪日外国人旅行者が増加している状況を踏まえ、成田国際空港・東京国際空港（羽田空港）をはじめとする国内主要空港や観光地等において白タク行為防止を呼びかける啓発活動を実施するとともに、主要空港等の実態調査を行い、白タク行為と疑われる事案に関する情報を警察に提供するなど、旅行者の安全・安心を確保できるよう白タク行為防止対策の強化に取り組んだ。

（８）公共交通事業者等による利便増進措置

① 「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」（平成９年法律第 91 号）（国際観光振興法）に基づき、観光庁長官が指定した区間に関して、公共交通事業者等が作成した「外国人観光旅客利便増進実施計画」をとりまとめ、整備状況を確認するとともに、公共交通事業者等が当該計画に基づいて行う多言語対応等の外国人観光旅客利便増進措置の実施を支援した。

② 旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、インターネット予約環境の一層の充実やキャッシュレス決済の導入を促進した。

（９）新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、企画乗車券引き換え時の待ち時間対策を実施するなど、「Japan Rail Pass」[36]等の企画乗車券の利用促進を図った。

（１０）観光地へのアクセスの利便性向上

観光地へのアクセス利便性を向上させるため、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図った。

[36] 観光目的の短期滞在で訪日する外国人等、利用資格を満たす旅行者を対象に、JR グループ６社が共同して提供する JR 各社の鉄道及び路線バス等が乗り降り自由で利用できる特別企画乗車券。

（１１）わかりやすい道案内等の充実

① 道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を推進した。

② インバウンドの受入環境整備・改善を促進するため、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」（2025 年３月末現在、108 機関が登録）において、2023 年の来道外国人旅行者の GPS データ、周遊・滞在状況等の分析結果等を共有した。また、2024 年 11 月に同プラットフォーム会合を開催し、データを活用した施策展開等について意見交換を行った。

（１２）幹線鉄道の整備

① 整備新幹線について、現在建設中の北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）は、2025 年３月に、「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備に関する有識者会議」において、現時点では、完成・開業はおおむね 2038 年度末となることが見込まれるが、トンネルの貫通に一定の目途が立った段階で、改めて全体工程を精査し開業時期を定めることが適切であること等を内容とする報告書がとりまとめられた。未着工区間である北陸新幹線（敦賀・新大阪間）については、工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査を、先行的・集中的に実施するとともに、詳細な駅位置・ルートの案を公表した。さらに、九州新幹線（西九州ルート）について、関係者との協議を進めた。

② リニア中央新幹線（品川・名古屋間）について、「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」を通じて、JR 東海の対策状況を継続的に確認するとともに、静岡県と JR 東海の協議に国土交通省も入って一層の対話を促した。また、名古屋・大阪間について、一日も早い全線開業に向け、関係地方公共団体や JR 東海と連携し、環境整備を進めた。

（１３）都市鉄道の整備

2025 年１月、大阪・関西万博のアクセスルートとなる大阪メトロ中央線（コスモスクエア・夢洲間）が延伸開業した。また、都市鉄道の機能強化を通じて、まちづくりと連携した公共交通のネットワークの充実度を高めるため、東京メトロ有楽町線と南北線の延伸や、なにわ筋線等の整備事業を着実に推進した。

（１４）高速道路の整備等

観光振興のため、高速道路会社等が、地方公共団体や観光施設・宿泊施設等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を図るとともに、平日のみの利用についての割引拡充により、平日への観光需要の平準化に取り組んだ。また、訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、レンタカー事業者等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を図った。

（１５）地域内の道路・道の駅の整備

① 観光や防災等の地域の拠点としての役割を発揮するため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設やトイレの洋式化等の整備を促進するとともに、災害時には地域外の利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を実施した。

② 第１ステージ「通過する道路利用者へのサービス提供の場」、第２ステージ「道の駅自体が目的地」として取組を進めてきたが、第３ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」を目指す取組の一環として、キャッシュレスの導入推進や外国人観光案内所の JNTO 認定取得を促進するなどのインバウンド対応を強化した。

③ 「道の駅」が民間企業や DMO、「日本風景街道」等と連携した取組を促進することにより、第３ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」としての機能強化を図った。

④ 地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」について、キャッシュレス決済環境、段差の解消、トイレの高機能化及び洋式

便器の整備に係る取組を３件支援した。

⑤　【再掲】第Ⅱ部第１章第７節３②

（１６）道路交通の円滑化

①　【再掲】第Ⅱ部第１章第 10 節７②

②　【再掲】第Ⅱ部第１章第 10 節７③

（１７）旅客船ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料 Wi-Fi の整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を加速させた。また、キャッシュレス決済システムの整備等、快適で安全・安心な旅行ができる環境整備を図った。

（１８）マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

マリンレジャーの拠点である「海の駅」やボート関連イベント等において、クルージングの魅力やマリンチック街道の周知をするとともに、地方公共団体や関係団体等と連携して、クルージング等の体験機会提供の取組を年間に計 28 回全国各地で実施した。

（１９）港湾空間・みなとオアシスの整備等

【再掲】第Ⅱ部第２章第８節１（４）⑥

２　出入国に関する措置等の受入体制の確保

（１）ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組んだ。2024 年度には、インド及びインドネシアに次世代査証発給システムを導入し、現在までに合計 19 か国・地域にて査証のオンライン申請及び電子査証の交付が可能となった。また、観光立国の実現及び二国間の人的交流促進のため、政府全体の受入環境整備の進捗状況や諸外国の状況及び要望を踏まえ検討を重ねた結果、2024 年４月以降、パナマ、フィリピン、ウクライナ及びブルネイの４か国を対象に査証発給要件の緩和を実施した。2025 年３月末時点で、我が国は 71 の国・地域の一般旅券所持者に対する査証免除措置を実施している。

（２）最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

①　成田国際空港においては、出国の待ち時間の公開を開始した。また、関西国際空港においては、出国の待ち時間を公開しているところ、入国の待ち時間の公開に向け、関係者で調整を引き続き進めた。さらに、今後、訪日外国人旅行者数の更なる増加が見込まれることから、出入国審査を更に円滑化する必要があるため、以下の取組を実施した。

②　大規模空港に既設しているバイオカートや電子 ED カード[37] 用読み取り機器を地方空港に随時、移設・導入を行うことにより設備の拡張を図った。

③　日本到着後の審査時間を短縮するため、2025 年１月から２月にかけて台湾で日本の入国審査手続の一部を出発前に済ませるプレクリアランスを実施した。

④　航空機の乗員等を対象に、自動化ゲートの利用対象拡大について検討した。

⑤　出入国者数の今後の増加を見据え、顔認証ゲートのより円滑な運用のため 2023 年５月に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 28 号）の施行に伴う出国確認の留保の対象拡大に

[37] 外国人入国記録に係る情報を、外国人が「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和 56 年法務省令第 54 号）第５条に定める電子的な方法により事前に登録アプリ（Visit Japan Web サービス）に登録することで作成される二次元コード（QR コード）のこと。
（ED：Embarkation/Disembarkation の略）

備えた出国手続機能改修等を検討した。

⑥　訪日外国人旅行者数が増加する中、円滑な出入国審査を行うため、地方空港・港湾を管轄する地方出入国在留管理局は、職員の勤務時間の見直しや同地方官署内での応援派遣等を行い、到着便が輻輳する時間帯に入国審査官を効果的に配置するなど、機動的な勤務体制の整備を行うとともに、審査機器の増配備等を行った。また、税関における水際取締強化と迅速な通関の両立を図るため、訪日外国人旅行者数等を踏まえ、適正な人員配置を行うとともに、X 線検査装置等の取締・検査機器の整備を実施した。さらに、検疫所における検疫体制の強化を図るため、適正な人員配置を行うとともに、患者搬送車両、検査機器等の物的体制の整備を行った。

⑦　Visit Japan Web については、安定運用を実現し、利用者の利便性向上等に資するとともに、利用者のニーズ等に応じた機能拡充等を随時行った。

⑧　急増する訪日外国人旅行者等の円滑な入国と厳格な水際対策を両立させるため、税関では、事前旅客情報（API[38]）や乗客予約記録（PNR[39]）を 24 時間体制で分析・活用し、旅行者等の効率的かつ効果的な検査を実施した。また、引き続き全ての航空会社からの電子的な PNR 取得の推進、国内関係機関との連携の推進、AI の積極的活用等による情報収集・分析の強化を行った。出入国在留管理庁では、航空会社からの PNR の電子的な報告を促進し、また、2024 年 7 月 3 日付けでインドネシア当局と情報共有に関する協力覚書に合意するなど国内外の関係機関との情報連携を推進するとともに、AI を活用するなど高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより、訪日外国人旅行者に対して円滑かつ厳格な入国審査を実施した。

⑨　海外の空港で本邦に渡航予定の外国人に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを実施し、スクリーニング結果を航空会社に通知する仕組みにより、航空会社が出発空港において渡航者の搭乗の可否を判断することが可能となる相互事前旅客情報システム（iAPI[40]）の試行的な運用を 2024 年８月に開始した。また、我が国にとって好ましくない外国人の来日を未然に防止するのみならず、増加が見込まれる外国人旅行者に対する円滑な上陸審査を可能にする電子渡航認証制度（査証を所持しないで渡航しようとする外国人等に身分事項、渡航目的、本邦での活動内容等の情報をあらかじめ電子的方法で申告させ、来日前にチェックする仕組み）の導入に向けて海外法令の調査等を実施した。

⑩　国際テロの脅威が高まる中で、航空需要の回復・増大を踏まえ、航空保安検査の効率化を図りつつ厳格化を実現するため、スマートレーン[41]等の先進的な保安検査機器の導入促進を図った。また、今後の保安検査の実施主体や費用負担の在り方については、2024 年 11 月に実務者検討会議を設置し、検討を進めた。

⑪　世界最高水準の旅客サービスの実現に向け、自動チェックイン機、自動手荷物預け機、スマートレーン等の先進機器の導入支援や、複数航空会社間でチェックインカウンターを共用化するシステム（CUTE[42] システム）等の導入支援等、搭乗手続の円滑化や旅客動線の効率化・高度化を図った。関西国際空港については、国、地元の地方公共団体、経済界、運営権者等の関係者が一体となった機能強化を進めており、容量拡張を目的として 2025 年３月から新飛行経路の運用を開始するとともに、運営権者による民間の創意工夫を生かした機能強化として、2025 年３月の新国際線保安検査場のオープン等の第１ターミナルの改修事業を推進した。

⑫　訪日外国人旅行者数 6,000 万人時代の到来を見据えて、新たに国際線が就航した空港やクルーズターミナル等に対し、バイオメトリクス読取装置の増配備を実施した。また、次期バイオメトリクス読取装置の導入に向けた検証等を実施した。

---

[38] Advance Passenger Information の略。船長又は機長が入出港前に報告する旅客及び乗組員の氏名、国籍等に関する情報のこと。
[39] Passenger Name Record の略。航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報のこと。
[40] Interactive Advance Passenger Information system の略。本邦に渡航予定の外国人が海外の空港においてチェックインした際、航空会社が取得した情報を出入国在留管理庁に送信し、その情報を基に搭乗前の事前スクリーニングを行うシステム。
[41] 自動で手荷物の仕分けや搬送が可能なレーンのこと。
[42] Common Use Terminal Equipment の略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システムのこと。

⑬　増加する訪日外国人旅行者に対応するため、税関検査場電子申告ゲート等を適正に運用するとともに、一部の空港において税関検査場電子申告ゲートの機能強化を行ったほか、税関検査場電子申告ゲートを配備していない空港についても二次元コード読取端末の増配備を行うことで、入国旅客の電子申告の環境を整備した。また、更なる旅客の利便性向上のため、デジタル庁と連携し、税関検査場電子申告ゲート等の利用拡大に努めた。

⑭　重要ビジネス旅客や国際会議関係者等へのファーストレーンの利用促進については、訪日外国人旅行者の回復状況や日本における国際会議の開催状況を踏まえながら、成田国際空港や関西国際空港の関係者を含めたファーストレーン検討会を開催し、空港関係者で課題整理等を進めた。

⑮　税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」について、2024 年１月から東京国際空港（羽田空港）第２ターミナルで導入し実証実験として運用してきたところ、実証実験の結果を踏まえて機能改善を図った。また、関西国際空港（第１ターミナル、第２ターミナル）・東京国際空港（羽田空港）（第２ターミナル、第３ターミナル）・成田国際空港第３ターミナルに配備を拡大して運用開始に向けた調整を進めた。

⑯　動植物検疫制度を周知するため、多言語のリーフレット等の空港の輸出検疫カウンター等での配布、ウェブサイトへの掲載を行った。また、成田国際空港等の６空港７か所の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターを活用し、携行品の農畜産物に係る円滑な輸出検査手続を行った。

３　観光地等の訪日外国人旅行者対応の推進

（１）観光地のインバウンド対応の支援

①　訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、滞在時間の延長を促進するための賑わい拠点となる屋外広場の整備、環境に配慮しながら点在する観光スポットへの周遊を促進するための多様な移動手段の整備、観光施設等における多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を 66 件支援した。また、JNTO のウェブサイト等を活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対する無料 Wi-Fi スポットやプリペイド SIM 等の提供情報の周知を図った。

②　携帯電話が利用できない地域の解消等のため、「携帯電話等エリア整備事業」を実施し、通信環境の整備を促進した。

（２）通訳ガイドの質・量の充実

【再掲】第Ⅱ部第１章第４節３

（３）観光案内拠点の充実

東北地方や関東地方等で計３回開催された JNTO 主催認定案内所地域セミナーにて、案内所関係者に対して、2023 年３月に改定した「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」の改定箇所の説明や観光案内所の機能強化に係る取組事例の周知を行った。また、訪日外国人旅行者の利便性向上と安心して旅行できる環境の整備に向けて、観光案内所の情報発信や避難所機能の強化等の取組を支援した。

（４）観光地域における案内表示等の充実

国宝（建造物）等が所在する 13 地域、国立公園 12 か所を含む 40 地域において、英語のネイティブライター等の専門人材を地域に派遣し、訪日外国人旅行者にとってわかりやすく魅力的な解説文を作成した。また、本事業で作成した英語解説文を元にした中国語及び韓国語解説文作成を支援した。

（５）誰もが一人歩きできる環境の実現

①　大阪・関西万博において実証予定の同時通訳技術を実現する要素技術について、研究開発目標を達成し、また重点対応言語を拡大した。

②　手ぶら観光カウンターの機能向上に対して１件支援し、手ぶら観光カウンターの設置を促進するとともに、手ぶら観光カウンターに関する情報を広く発信し、認知度向上を図った結果、新たに 36 件の手ぶら観光カウンターを認定した。

（６）外国人患者受入体制の充実

① 外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含めた、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について、全国 2,411 か所の整備を実施した（うち都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は 1,910 か所）。また、医療通訳等の配置支援事業について 19 の医療機関を間接補助事業者として採択した。その他、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成、希少言語に対応した遠隔医療通訳サービスの提供、団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進等を通じて、医療機関における外国人患者受入環境の整備を実施した。また、都道府県における協議の場や医療機関からの相談にワンストップで対応する窓口の整備を支援するとともに、訪日外国人旅行者等への医療提供体制に関する情報をまとめたウェブサイトでは、新たな好事例インタビュー記事を追加するなど、医療機関における外国人患者受入環境の整備に有用な情報を発信した。

② 訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、スムーズに外国人患者を受け入れる医療機関にアクセスできるよう、JNTO のウェブサイトやアプリ等で「外国人患者を受け入れる医療機関」について情報提供した。また、JNTO の SNS の活用等により、訪日外国人旅行者に対し、JNTO ウェブサイトでの医療機関情報提供を周知した。

③ 訪日外国人旅行者に対し、JNTO のウェブサイトや海外での誘客イベント、在京大使館を通じた旅マエから保険加入の必要性の周知を行うとともに、空港等でのポスターやデジタルサイネージの掲示や海外インフルエンサーを活用した SNS 上での周知によって、インバウンド旅行保険の加入促進を図った。

（７）キャッシュレス環境等の改善

訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、銀行（地方銀行含む。）に対し、海外発行カード対応 ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促した。また、訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るべく、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の飲食店、小売店等におけるキャッシュレス決済機器の導入等面的な受入環境整備を支援した。

（８）多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な食習慣・宗教的習慣等を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して観光を満喫できる環境整備を図るため、飲食・宿泊・観光関連事業者向けに観光庁が作成したガイドの周知等により、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図った。

（９）伝統芸能等における外国人対応の推進

① 国立の各劇場において、外国人向けの公演、鑑賞教室等を開催するとともに、多言語による字幕表示を行うなど、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実に取り組んだ。国立博物館・美術館においては、外国人に向けたイベント等の開催、多言語ガイドや字幕等の整備充実に取り組んだ。

② 【再掲】第Ⅱ部第２章第８節３（４）

（１０）2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた受入環境整備

大阪・関西万博に来場する訪日外国人旅行者の受入に向け、CIQ 体制の人的・物的な強化、会場内外における純国産の多言語 AI 翻訳エンジンを搭載した自動翻訳システムやピクトグラム等外国人にわかりやすい表示の整備、無料公衆無線 LAN 等の社会全体の ICT 化を推進した。また、大阪・関西万博関連イベントの全国各地での開催や、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や地域周遊の促進、受入環境整備等を実施し、JNTO 等と連携した訪日プロモーションや博覧会協会が構築する観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」で約 440 件の魅力的な地域の観光商品を掲載するなど、大阪・関西万博に向けた来場者の受入環境整備を進めた。さらには、70 種類の決済ブランドによるキャッシュレス決済環境の整備等を推進し、加えて、大阪・関西万博に関心を持つ外国人の多言語コミュニケーションを可能とする技術も活用しながら、来訪前から、もしくは来訪せずとも、オン

ライン上で大阪・関西万博にバーチャル参加・共創できるような仕組みや、日本の魅力的なコンテンツにアクセスできるような環境整備も推進した。

（１１）2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に向けた受入環境整備

2025 年１月から「GREEN×EXPO 2027 全国連携プログラム」を募集開始し、公式ロゴマークを活用した全国の花・緑・農・食に関連するイベントやプログラム等との連携や機運醸成を推進するとともに、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会が実施する会場建設等の受入環境の整備を支援した。

（１２）ランドオペレーターの登録制度の適切な運用

利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐために導入された旅行サービス手配業（ランドオペレーター）の登録制度の周知等を実施し、制度の適切な運用を図った。旅行サービス手配業者については、2024 年４月１日時点で、2,617 社の登録がなされている。

第９節　アウトバウンド・国際相互交流の促進

１　アウトバウンドの促進

①　「当面の重点デスティネーション」として選定した 24 の国・地域を中心に、関係業界や各国・地域の政府観光局等と連携して、現地の観光情報や海外旅行の魅力の発信等を行った。特に、日米の官民観光関係者が連携して、日米観光交流年期間中に米国との観光交流の拡大に向けたイベント実施やメッセージ発信等の取組を行った。また、2025 年３月 24 日には観光庁、外務省及び一般社団法人日本旅行業協会の３者連名で「もっと！海外へ宣言」を発出し、官民一体となり海外旅行への機運醸成を図ることとした。

②　「道の駅」第３ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等、学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用することを促進するなど、「地方創生・観光を加速する拠点」となるための取組を推進した。また、2025 年３月には、13 の大学が参加した大学セミナーを開催し、連携事例を広く全国周知した。

２　日本人海外旅行者の安全対策

日本人海外旅行者の安全のため、観光庁は外務省及び旅行業者と連携し、「たびレジ」[43]や旅行安全情報共有プラットフォームを通じて、海外の危険情報を発信したほか、テロや自然災害等の発生時に安否確認を実施できる体制の確保及び都市別安全情報の提供を行った。

３　姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市交流を行っている団体のうち、先進性、独自性、継続性、活発性等、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体について表彰（総務大臣賞）し、広く全国に同団体の取組を紹介した。

４　留学生の増加と活用

文部科学省は、教育未来創造会議第二次提言等を踏まえ、日本人学生等の海外経験・留学支援に係る取組の促進、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援や国内就職支援等の受入環境整備、質の保証を伴った大学間交流プログラム等の拡大に係る取組を行った。また、外務省や関係機関等と連携し、優秀な外国人留学生を戦略的に獲得するためのリクルーティングや広報・情報発信を行った。

５　訪日教育旅行の促進

①　訪日教育旅行の更なる促進を図るため、JNTO のウェブサイトを通じて、日本の観光資源や安全面等の情報を海外の学校・旅行会社に発信したほか、訪日教育旅行の教育的意義について国内の教育部局や学校に対しても周知を行った。また、2024 年６月に台湾、2025 年２月にオーストラリアにおいて教育関係者を対象としたセミナーを開催し、日本の体験プログラムや見学地の紹介等を通じて、教育旅行先としての日本の魅力を訴求した。さらに、台湾においては 2024 年 10 月に日本での学校視察や意見交換

[43] 「たびレジ」に登録すると現地の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届く、無料配信サービス。大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急事態が発生した場合、被害の状況によっては、現地の大使館・総領事館から、緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援等を受けることができる。

会、地方視察を行うなど、日本の受入地方公共団体との交流の機会を設けた。

② 海外教育旅行の導入に意欲のある学校・地方公共団体と旅行会社のマッチングの機会を設定し、優良な海外教育旅行プログラムを選定して開発を行うとともに、海外教育旅行シンポジウムの開催、事例集「海外教育旅行のすすめ」のウェブサイト掲載等を通じて普及啓発を実施した。

６ ワーキング・ホリデー制度の導入促進

我が国と諸外国・地域との人的交流の拡大と青少年の相互理解の促進を図るため、ワーキング・ホリデー制度の拡大に向けた検討を重ねた結果、2024 年４月以降、ルクセンブルクとの間でワーキング・ホリデー制度を開始したほか、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、スロバキア及びオーストリアの８か国を対象に現行制度の一部見直しを実施した。

７ 海外の青少年等との交流促進

日本への関心・理解・支持の拡大を目的に実施した招へい等の事業に、将来を担う青年約 3,000 人が参加するなど、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進した。

８ 地域レベルの国際交流・国際協力の推進

① 2024 年 12 月、地方公共団体の国際的取組への支援を目的として地方公共団体の職員等を対象とした地方連携フォーラムをウェビナー形式で開催した。「日・ASEAN 関係」、「SAKE から観光立国」のテーマの下、関連分野に知見を有する政府関係者等による講演及び参加者との意見交換を実施した。

② 第 10 回日中韓観光大臣会合を兵庫県・神戸市で開催し、日中韓三国の観光交流と協力の一層の強化、三国間の人的交流拡大、地域経済の繁栄と社会発展の促進等を目的として議論を行い、共同宣言を採択した。

９ 二国間の観光交流の取組の推進

観光当局間の協議としては、2024 年 12 月に 2025 年の日韓国交正常化 60 周年を記念し日韓観光ビジネスフォーラムをソウル（韓国）で開催し、続けて日韓観光振興協議会を江陵（韓国）で開催した。また、2025 年１月に第１回日西合同協力委員会をマドリード（スペイン）で開催した。さらに、2024 年１月から 2025 年３月は、日米政府間で定めた日米観光交流年であり、観光イベント等を通じて両国間の観光交流の拡大を図った。

１０ 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進

2024 年 11 月に世界観光機関（UN Tourism）と連携し、アジア・太平洋地域の枠組みにおいて初めてとなる観光レジリエンスに関する閣僚級会合「観光レジリエンスサミット」を宮城県仙台市で開催した。本サミットでは、観光レジリエンスの向上に向けた今後の取組の方向性をまとめた共同声明「仙台声明」を採択した。また、上記をはじめとした我が国の取組について、同年 11 月に初めて開催された G７観光大臣会合のほか、ASEAN＋３観光大臣会合、G20 観光大臣会合等への出席等を通じて、発信等を行った。

１１ 開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対し、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の取組を通じて、観光振興に必要となる情報の提供や提言等の協力を行った。また、ASEAN 諸国に対し、日本アセアンセンターによる教育旅行セミナー、女性観光事業者向けデジタルスキル研修といった取組を通じて、観光振興、人材育成等の協力を行った。

１２ 海外における日本語教育

JF による日本語専門家の派遣、日本語教師の訪日研修等、様々な形で海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。また、以前から継続的に充実を図ってきた e ラーニングコンテンツや日本語教材を幅広く活用し、海外における日本語教育の普及・拡大を通じて対日理解の促進や日本への親近感の醸成を図った。

第１０節　国際観光旅客税の活用

国際観光旅客税収（旅客税財源）については、国際観光振興法及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（基本方針等）において、使途を３つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化等の基本的な考え方に沿った施策に財源を充当すると定めている。2024 年度の旅客税財源については、基本方針等に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充等に充当した。2025 年度の旅客税財源については、民間有識者の意見を踏まえつつ、基本方針等に基づき、観光先進国の実現に向けた新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。

第３章　国内交流拡大

第１節　国内旅行需要の喚起

１　地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

【再掲】第Ⅱ部第１章第１節

２　消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅱ部第２章第２節

３　地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅱ部第２章第３節

４　交通機関の整備

【再掲】第Ⅱ部第２章第８節１

５　2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機とした国内観光振興

大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や、地方部での周遊を含むモデルコースの造成、旅行会社招請による商品造成促進等を実施した。また、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が構築する観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」による情報発信を実施した。

６　国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進

個人旅行・団体旅行問わず、国民の国内旅行を促進するため、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行博をはじめとするイベントにおける国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進した。

７　新・湯治等の推進

温泉地の活性化を図るため、「チーム新・湯治」の活動を展開し、2024 年 11 月の全国温泉地サミット及びチーム新・湯治全国大会や全３回のセミナーの開催等を通じた情報共有、交流機会の創出を行った。また、温泉地全体で得られる療養効果を把握・情報発信するための「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」において、2018 年度から 2023 年度までの６か年分のデータをとりまとめ、各温泉地における自主的な取組も継続して支援した。さらに、温泉の保護及び災害の防止対策の充実を図るため、都道府県等による「温泉法」（昭和 23 年法律第 125 号）の施行状況等について調査し、必要な助言等を行った。

８　海事観光の情報発信の強化

全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」[44] を活用し、地域別及びカテゴリ別に情報を集約するとともに、船旅と海の絶景を組み合わせて楽しむ海事観光のモデルプランを策定した。また、「C to Sea プロジェクト」[45] の SNS（フォロワー１万人以上）及び「海ココ」を活用し、海の絶景や船旅等の情報を発信した。

９　水辺における環境学習・自然体験活動等の推進

「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進めた。また、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進した。さらに、自然体験プログラムの開催の場ともなる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用を促進した。

第２節　新たな交流市場の開拓

１　ワーケーション、ブレジャー等の普及・定着

ワーケーション普及の課題に挙がった子育て世代を対象にしたワーケーションモデル実証を３件、特

[44] 海と船の情報ポータルサイト　海ココのこと。

[45] 「海に行く」「船に乗る」「海を知る」につながる、様々な新しいアクションを実際に起こすことで、子供や若者をはじめとする多くの人々にとって、海や船が更に楽しく身近な存在になるような世の中を目指し、2017 年の「海の日」を機に開始したプロジェクト。

定の執務環境を持たないノマドワーカー等、新たな働き方に対応したワーケーションモデル実証を５件実施したほか、2023 年度のモデル実証で造成したプログラムを企業へ販売することを目的とした商談会を計３回開催した。

２　第２のふるさとづくり等の推進

①　全国 12 地域にて継続的かつ多頻度の来訪を促し、滞在環境・移動環境の整備に向けた取組を実証したほか、一般層への更なる認知拡大を目指し、大規模交流イベントの実施や一般向け情報発信サイト「いくたび」の立ち上げを行った。また取組事業者の拡大を目指し、地方公共団体や「第２のふるさとづくり推進ネットワーク」会員等を対象としたオンラインセミナーを１件開催した。

②　「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」では、13 事業について、地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査等を実施した。具体的には、京都府八幡市の石清水八幡宮を有する男山一帯において、「神仏習合の祈り」をコンセプトに、史跡の価値を伝える整備と体験の提供により付加価値を高め、滞在と消費を促進するための、地域関係者との運営体制構築に向けた調査及び検討を行った。

３　ユニバーサルツーリズムの推進

①　「観光施設における心のバリアフリー認定制度」に求めるバリアフリー情報の精度向上と情報提供の充実を図るために必要な検証及び整理を行った。また、2023 年４月に認定対象施設に追加した博物館等に対する研修動画及び認定制度の認知度を促進する広報動画等を作成した。

②　高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光スポット等におけるエレベーターの整備等バリアフリー化を引き続き推進した。

③　高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図るため宿泊施設のバリアフリー化を促進した。

④　航空旅客ターミナル施設について、2021 年４月に改正法が施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）（バリアフリー法）を踏まえ、引き続きユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進した。

⑤　鉄道駅について、バリアフリー法に基づき、エレベーター、ホームドア、バリアフリートイレをはじめとするバリアフリー化に向けた取組を推進するため、83 件の事業に対し、支援した。

⑥　真の共生社会を実現することを目的として行われた「新幹線のバリアフリー検討会」及び「特急車両のバリアフリー対策に関する意見交換会」にて議論し、2020 年８月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について」及び 2022 年１月に公表した「特急車両における新たなバリアフリー対策について」を受け、新幹線・特急車両における車椅子対応座席等のインターネット予約環境の充実を図るなど、鉄道における車椅子利用の環境改善に向けた取組を促進した。

４　公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

①　バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害のある人をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、踏切道におけるバリアフリー対策、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進した。また、同法に基づき指定された特定道路等で、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る事業について重点支援した。

②　高齢者や障害者等も含め、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化の取組として、データ整備プラットフォームの試行開始のための実証を行った。また、2024 年７月に歩行空間ネットワークデータ整備仕様を改定し、バリアフリー施設等データ整備仕様の策定に向けた検討を行った。広報活動の一環としては、2025 年１月にシンポジウム

を開催した。

③　バリアフリー法に基づく 2025 年度末までの整備目標の達成に向けて、バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進した。特に、空港アクセスバス（リフト付きバス等）や UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの普及に向けて、バリアフリー車両の購入費補助の実施や、税制特例措置の延長を行うなど、予算・税制において切れ目なく支援した。

④　高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けた広報活動及び啓発活動の一環として、バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、及び車両等の優先席の適正な利用の推進に向けて、引き続き、協力団体、機関等におけるポスター掲示や SNS を活用したキャンペーン等の実施により、真に必要な人が利用しやすい環境の整備を推進した。

⑤　「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、2025 年３月末までに 2,906 施設を認定し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進した。

⑥　バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの情報が適切に提供されるよう、国土交通省のウェブサイトにおいて「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を促進した。

⑦　１日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた１日当たりの平均利用者数が 2,000 人以上 3,000 人未満の旅客施設等について、原則として全てバリアフリー化とするなど 2025 年度末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、バリアフリー教室の実施による心のバリアフリーの推進等、引き続きハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進した。

５　共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するための「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」及び「接遇研修モデルプログラム」を策定しており、交通事業者への継続的な周知等を行うことで、交通事業者による一定水準の接遇を全国的に確保し、高齢者、障害者等の移動等円滑化を推進するため、更なる接遇レベル向上を図った。

６　身体障害者等の運賃割引の促進

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、更なる導入促進に向け、2024 年度も引き続き公共交通事業者等に理解と協力を求めた。

第３節　国内旅行需要の平準化の促進

１　休暇を取得しやすい職場環境の整備

労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を実施した。また、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）に基づき、労働者が年間で少なくとも５日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられていること等について、引き続き、都道府県労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターで開催する説明会やウェブサイト等を活用した周知及び履行確保を図った。具体的には、10 月の年次有給休暇取得促進期間等に、ポスター・リーフレットの作成及び配布、駅貼り広告（725 か所）、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行った。

２　休暇取得の分散化の促進

キッズウィークを実施した地方公共団体に対して年次有給休暇取得のためのポスター等の作成を支援した（累計 10 回）。また、キッズウィーク取組事例として２事例をポータルサイトに掲載し、情報発信を行った（累計 16 回の取組を掲載）。さらに、国家公務員については、「令和６年度における人事管理運営方針」（令和６年３月内閣総理大臣決定）において、職員が家族の記念日や子供の学校行事等のプライベートの予定等に合わせて年次休暇を取得しやすい環境を整備するよう記載し、同方針に基づき、各

府省において年次休暇等の取得を促進した。

３　ワーケーション、ブレジャー等の普及・定着

【再掲】第Ⅱ部第３章第２節１

４　第２のふるさとづくり等の推進

【再掲】第Ⅱ部第３章第２節２